

令和元年 9 月 11 日開会

令和元年 月 日閉会

宮古市議会定例会令和元年9月定例会議案

(1)

## 議 案 目 次

議案番号	件 名
議案第6号	宮古市職員定数条例等の一部を改正する条例
議案第7号	宮古市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
議案第8号	宮古市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
議案第9号	消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例
議案第10号	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整理に関する条例
議案第11号	宮古市印鑑条例の一部を改正する条例

議案第6号

宮古市職員定数条例等の一部を改正する条例

(宮古市職員定数条例の一部改正)

第1条 宮古市職員定数条例(平成17年宮古市条例第26号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、議会、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会の事務部局、上下水道部、学校並びに学校以外の教育機関に常時勤務する一般職の職員(臨時的に任用される者、<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する職員として採用される者、同法第28条の5第1項に規定する職に採用される者、</u>退職中の者、他の地方公共団体に派遣された者、他の地方公共団体から派遣されている者、外国の地方公共団体の機関等に派遣された者及び公益的法人等に派遣された者を除く。)の定数を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、議会、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会の事務部局、上下水道部、学校並びに学校以外の教育機関に常時勤務する一般職の職員(臨時的に雇用される者、退職中の者、他の地方公共団体に派遣された者、他の地方公共団体から派遣されている者、外国の地方公共団体の機関等に派遣された者及び公益的法人等に派遣された者を除く。)の定数を定めるものとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(宮古市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 宮古市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(平成17年宮古市条例第28号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(退職の効果)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」と、第2項の規定の適用については、同項中「3年に」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期に」と、「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。</u></p>	<p>(退職の効果)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(宮古市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 宮古市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(平成17年宮古市条例第31号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の<u>期間、給料の月額</u> (<u>法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、報酬(宮古市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年宮古市条例第 号)第11条に規定する報酬に限る。)</u>の額)の10分の1以下を減額するものとする。</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下<u>給料額</u>の10分の1以下を減額するものとする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(宮古市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第4条 宮古市職員のサービスの宣誓に関する条例(平成17年宮古市条例第32号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員のサービスの宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、任命権者又はその指定する職員の面前において、別記様式による宣誓書に署名して任命権者に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(職員のサービスの宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員(<u>非常勤職員及び臨時的職員を除く。以下同じ。</u>)となった者は、任命権者又はその指定する職員の面前において、別記様式による宣誓書に署名して任命権者に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(宮古市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第5条 宮古市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成17年宮古市条例第34号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(<u>会計年度任用職員</u>の勤務時間、休暇等)</p> <p>第17条 <u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員</u>の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める規準に従い、任命権者が定める。</p>	<p>(<u>非常勤職員</u>の勤務時間、休暇等)</p> <p>第17条 <u>非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)</u>の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める規準に従い、任命権者が定める。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(宮古市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第6条 宮古市職員の育児休業等に関する条例(平成17年宮古市条例第35号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 給与条例第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(<u>地方公務員法(昭和25</u></p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 給与条例第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇</p>

年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第8条 育児休業をした職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(部分休業をすることができない職員)

第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。

- (1) [略]
- (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)

ア・イ [略]

月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第8条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(部分休業をすることができない職員)

第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。

- (1) [略]
- (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)

ア・イ [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(宮古市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第7条 宮古市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成17年宮古市条例第40号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員(規則で定める職員を除く。)</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 地方公務員法第22条第1項に規定する条件附採用になっている職員(規則で定める職員を除く。)</p>

(4)・(5) [略]

(4)・(5) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(宮古市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第8条 宮古市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成17年宮古市条例第41号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>地方公務員法第22条</u>に規定する条件付採用になっている職員（規則で定める職員を除く。）</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>地方公務員法第22条第1項</u>に規定する条件付採用になっている職員（規則で定める職員を除く。）</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>3 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(宮古市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第9条 宮古市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年宮古市条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項及び地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項において準用する地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、別に定めるものを除き、一般職の職員（<u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>以下「職員」という。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給料表)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>(等級別基準職務表)</p> <p>第4条の2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを<u>前条の給料表（以下「給料表」という。）</u>に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第3及び別表第4に</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項及び地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項において準用する地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、別に定めるものを除き、一般職の職員（以下「職員」という。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給料表)</p> <p>第4条 [略]</p> <p><u>2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、第24条に規定する職員には、適用しない。</u></p> <p>(等級別基準職務表)</p> <p>第4条の2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを<u>給料表</u>に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第3及び別表第4に定めるところによる。</p>

定めるところによる。

第24条 削除

(単純労務者の給与の種類及び基準)

第26条 法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員(法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)の給与の種類は、給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当とし、その給与の基準は、職務の性質及び責任を考慮して規則で定める。

(非常勤職員等の給与)

第24条 常勤を要しない職員(短時間勤務職員を除く。)及び法第22条第5項に規定する臨時的任用に係る職員については、常勤の職員の給与との権衡を考慮して市長が定める基準に従い、かつ、予算の範囲内で給与を支給する。

(単純労務者の給与の種類及び基準)

第26条 法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員の給与の種類は、給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とし、その給与の基準は、職務の性質及び責任を考慮して規則で定める。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(宮古市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第10条 宮古市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年宮古市条例第215号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) [略]</p>	<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和元年9月11日提出

宮古市長 山本正徳

理由

地方公務員法の改正に伴い、所要の改正等をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

## 議案第7号

### 宮古市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

#### (趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項及び地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項において準用する地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、別に定めるものを除き、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (会計年度任用職員の給与の種類)

第2条 この条例で定める給与とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び期末手当をいい、同項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては報酬及び期末手当をいう。

#### (フルタイム会計年度任用職員の給料)

第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間による勤務に対して、この条例の定めるところにより支給する。

#### (フルタイム会計年度任用職員の給料表)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料表は、宮古市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年宮古市条例第49号。以下「給与条例」という。）第4条に掲げる給料表によるものとする。

#### (フルタイム会計年度任用職員の職務の級)

第5条 フルタイム会計年度任用職員の職務は、給与条例の適用を受ける職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、かつ、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき前条に規定する給料表の職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、給与条例別表第3及び別表第4に定めるところによる。

#### (フルタイム会計年度任用職員の号給)

第6条 フルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

#### (フルタイム会計年度任用職員の給料の支給等)

第7条 フルタイム会計年度任用職員の給料の支給及び給与からの控除は、給与条例第6条から第7条の2までの規定を準用する。この場合において、給与条例第7条第1項中「職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員」と、同条第2項及び第3項の規定中「職員」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員」と、同条第4項中「勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。）」と、給与条例第7条の2中「職員」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとする。



(フルタイム会計年度任用職員の通勤手当等)

第8条 フルタイム会計年度任用職員の通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当及び休日勤務手当については、給与条例の適用を受ける職員の例により支給する。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の減額)

第9条 フルタイム会計年度任用職員が当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間中に勤務しないときは、給与条例第12条の規定の例により減額した給与を支給する。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第10条 任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員に支給する期末手当は、給与条例第20条から第20条の3までの規定を準用する。この場合において、給与条例第20条第4項中「死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額」と読み替えるものとする。

2 任期の定めが6箇月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度における会計年度任用職員としての任期(任命権者を同じくするものに限る。次項において同じ。)の合計が6箇月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6箇月未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)との合計が6箇月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第11条 パートタイム会計年度任用職員の報酬は、次条の規定により算定した額の報酬(以下「基本報酬」という。)並びに特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当及び休日勤務手当に相当する報酬とする。

(パートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額)

第12条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を宮古市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成17年宮古市条例第34号。以下「勤務時間等条例」という。)第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額(その額に10円未満の端数が

あるときは、その端数を切り捨てた額) とする。

3 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) とする。

4 前3項の基準月額とは、パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間が勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術、職務経験等に照らして第4条から第6条までの規定を適用して得た給料に相当する額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の基本報酬の支給)

第13条 基本報酬は、月の初日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給する。

2 月額により基本報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員には、職員となった日から退職した日までの基本報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの基本報酬を支給する。

3 前項本文の規定により基本報酬を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その基本報酬の額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

4 日額又は時間額により基本報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員には、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて基本報酬を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の基本報酬の減額)

第14条 月額又は日額により基本報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、規則で定めるところにより、その勤務しない1時間につき次項に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額した基本報酬を支給する。

2 勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる基本報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による基本報酬 月額の基本報酬に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た時間で除して得た額

(2) 日額による基本報酬 日額の基本報酬を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当に相当する報酬)

第15条 給与条例第11条第1項に規定する勤務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、宮古市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(平成17年宮古市条例第50号)の規定の例により算定した特殊勤務手当に相当する額の報酬を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当に相当する報酬)

第16条 パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間以外の時間に勤務

することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その定められた勤務時間以外の時間に勤務した全時間に対して、次項から第4項までの規定により算定した時間外勤務手当に相当する額の報酬を支給する。

- 2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に定められた勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当に相当する報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で定められた勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における定められた勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

(1) パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間が割り振られた日（第19条の規定により休日勤務手当に相当する報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

- 3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の定められた勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の定められた勤務時間を超えて勤務した全時間（第19条の規定により休日勤務手当に相当する報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当に相当する報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の定められた勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の定められた勤務時間との合計が勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

- 4 次の各号に掲げる時間の合計が1箇月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当に相当する報酬として支給する。

(1) 第2項に規定する勤務（同項ただし書に規定する勤務を除く。）の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 前項に規定する勤務（同項ただし書に規定する勤務を除く。）の時間（第19条の規定により休日勤務手当に相当する報酬が支給されることとなる時間を除く。） 100分の50

（パートタイム会計年度任用職員の宿日直手当に相当する報酬）

- 第17条 宿日直勤務を命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、給与条例第14

条第1項の規定の例により宿日直手当に相当する額の報酬を支給する。

2 前項の規定により報酬を支給する場合の勤務は、前条、次条及び第19条の勤務には含まれないものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当に相当する報酬)

第18条 パートタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた場合は、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの報酬額の100分の25を乗じて得た夜間勤務手当に相当する額の報酬を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務手当に相当する報酬)

第19条 勤務することを要しない日その他の規則で定める日において、勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その勤務することを命ぜられた日に定められた勤務時間として勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た休日勤務手当に相当する額の報酬を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当等に係る勤務1時間当たりの報酬額)

第20条 第16条、第18条及び前条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる基本報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による基本報酬 月額の基本報酬に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た時間から規則で定める時間を減じた時間で除して得た額

(2) 日額による基本報酬 第14条第2項第2号の規定により算定した額

(3) 時間額による基本報酬 時間額の基本報酬の額

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第21条 任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定める者を除く。)に支給する期末手当は、第10条第1項から第3項までの規定を準用する。この場合において、同条第1項において準用する給与条例第20条第4項の規定中「死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「死亡したパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員が受けるべき月額の基本報酬(日額又は時間額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員にあっては、日額の基本報酬又は時間額の基本報酬を月額に換算した額)の1箇月当たりの平均額」と、第10条第2項及び第3項の規定中「フルタイム会計年度任用職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」とする。

(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)

第22条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第10条の4第1項各号に掲げる職員に相当すると認めるときは、通勤に係る費用弁償として同条第2項及び第3項の規定により算定した額(その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。)を支給する。

2 通勤に係る費用弁償の支給日及び返納については、給与条例第10条の4第4項から第7項までの規定の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償)

第23条 パートタイム会計年度任用職員が公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項に規定する費用弁償として支給する旅費の種類及び額は、宮古市職員等の旅費に関する条例(平成17年宮古市条例第51号)の例による。

(休職者の給与)

第24条 会計年度任用職員が休職にされた場合における給与については、給与条例第25条の規定の例による。

(単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与の種類及び基準)

第25条 法第57条に規定する単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与の種類は、第2条に規定する給与とし、その給与の基準は、職務の性質及び責任を考慮して規則で定める。

(補則)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和元年9月11日提出

宮古市長 山本正徳

理由

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 8 号

宮古市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

宮古市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 17 年宮古市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(正規の勤務時間以外の時間における勤務) 第 7 条 〔略〕 2 〔略〕 3 前項に規定するもののほか、同項の規定により勤務 <u>をすることを命ずることができる時間数その他の正規 の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項 は、規則で定める。</u>	(正規の勤務時間以外の時間における勤務) 第 7 条 〔略〕 2 〔略〕
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年 9 月 11 日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

国の例に準じて、正規の勤務時間以外の時間における勤務について定めるため、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 9 号

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例

(宮古市三王地区自治会研修センター条例の一部改正)

第 1 条 宮古市三王地区自治会研修センター条例 (平成 17 年宮古市条例第 16 号) の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表(第 6 条、第 14 条関係)			別表(第 6 条、第 14 条関係)		
時間区分 利用区分	午前 9 時から午後 5 時まで (1 時間までごとに)	午後 5 時から午後 9 時まで (1 時間までごとに)	時間区分 利用区分	午前 9 時から午後 5 時まで (1 時間までごとに)	午後 5 時から午後 9 時まで (1 時間までごとに)
集会室	<u>320 円</u>	<u>660 円</u>	集会室	<u>310 円</u>	<u>640 円</u>
研修室	<u>220 円</u>	<u>350 円</u>	研修室	<u>210 円</u>	<u>340 円</u>
調理実習室			調理実習室		

備考 改正部分は、下線の部分である。

(宮古市行政財産使用料条例の一部改正)

第 2 条 宮古市行政財産使用料条例 (平成 17 年宮古市条例第 78 号) の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料の額)</p> <p>第 3 条 使用料の年額は、別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる算出方法により算出した額の合計額とする。ただし、消費税法 (昭和 63 年法律第 108 号) 第 6 条第 1 項の規定により消費税を課さないとされるものを除くものについての使用料の年額は、当該合計額に <u>100 分の 110</u> を乗じて得た額 (その額に 10 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) とする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(使用料の額)</p> <p>第 3 条 使用料の年額は、別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる算出方法により算出した額の合計額とする。ただし、消費税法 (昭和 63 年法律第 108 号) 第 6 条第 1 項の規定により消費税を課さないとされるものを除くものについての使用料の年額は、当該合計額に <u>100 分の 108</u> を乗じて得た額 (その額に 10 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) とする。</p> <p>2 [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(宮古市総合福祉センター条例の一部改正)

第 3 条 宮古市総合福祉センター条例 (平成 17 年宮古市条例第 85 号) の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表(第 8 条関係)				別表(第 8 条関係)			
(単位: 円)				(単位: 円)			
時間区分 利用区分	午前 9 時から正午まで	正午から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 9 時まで	時間区分 利用区分	午前 9 時から正午まで	正午から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 9 時まで

ワークセンター	<u>1,040</u>	<u>1,360</u>	<u>1,780</u>
伝承室	<u>830</u>	<u>1,040</u>	<u>1,460</u>
茶華道室	<u>830</u>	<u>1,040</u>	<u>1,460</u>
健やかホール	<u>3,140</u>	<u>4,190</u>	<u>5,230</u>
機能訓練室	<u>1,040</u>	<u>1,360</u>	<u>1,780</u>
ふれあいの部屋	<u>1,040</u>	<u>1,360</u>	<u>1,780</u>
陶芸室	<u>1,040</u>	<u>1,360</u>	<u>1,780</u>

備考

1 健やかホール及び機能訓練室の個人使用料は、1人1回につき210円とする。この場合において「1回」とは、午前9時から正午まで、正午から午後5時まで又は午後5時から午後9時までのそれぞれの利用時間における利用をいう。

2～4 [略]

ワークセンター	<u>1,020</u>	<u>1,330</u>	<u>1,740</u>
伝承室	<u>820</u>	<u>1,020</u>	<u>1,440</u>
茶華道室	<u>820</u>	<u>1,020</u>	<u>1,440</u>
健やかホール	<u>3,080</u>	<u>4,110</u>	<u>5,140</u>
機能訓練室	<u>1,020</u>	<u>1,330</u>	<u>1,740</u>
ふれあいの部屋	<u>1,020</u>	<u>1,330</u>	<u>1,740</u>
陶芸室	<u>1,020</u>	<u>1,330</u>	<u>1,740</u>

備考

1 健やかホール及び機能訓練室の個人使用料は、1人1回につき200円とする。この場合において「1回」とは、午前9時から正午まで、正午から午後5時まで又は午後5時から午後9時までのそれぞれの利用時間における利用をいう。

2～4 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(宮古市新里福祉センター条例の一部改正)

第4条 宮古市新里福祉センター条例（平成17年宮古市条例第86号）の一部を次のように改正する。

改正後						改正前							
別表（第6条関係）						別表（第6条関係）							
(単位：円)						(単位：円)							
区分	時間	使用料			冷房料又は暖房料	冷房又は暖房を使用する場合(1時間につき)	区分	時間	使用料			冷房料又は暖房料	冷房又は暖房を使用する場合(1時間につき)
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで					午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで		
1階	研修(和)室	<u>1,320</u>	<u>1,640</u>	<u>1,980</u>	[略]	1階	研修(和)室	<u>1,290</u>	<u>1,610</u>	<u>1,940</u>	[略]		
	相談室	<u>660</u>	<u>980</u>	<u>1,210</u>			相談室	<u>640</u>	<u>960</u>	<u>1,190</u>			
2階	集会室	<u>660</u>	<u>980</u>	<u>1,210</u>		2階	集会室	<u>640</u>	<u>960</u>	<u>1,190</u>			
	調理実習室	<u>1,320</u>	<u>1,540</u>	<u>1,760</u>			調理実習室	<u>1,290</u>	<u>1,510</u>	<u>1,720</u>			
	会議室	<u>3,620</u>	<u>4,070</u>	<u>4,940</u>			会議室	<u>3,550</u>	<u>4,000</u>	<u>4,850</u>			

備考 [略]

備考 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(宮古市老人憩の家条例の一部改正)

第5条 宮古市老人憩の家条例（平成17年宮古市条例第102号）の一部を次のように



改正する。

改正後				改正前			
別表(第7条関係)				別表(第7条関係)			
1 入浴利用				1 入浴利用			
(単位:円)				(単位:円)			
区分		2時間未満	2時間以上	区分		2時間未満	2時間以上
市内に居住する60歳以上の者		300	<u>610</u>	市内に居住する60歳以上の者		300	<u>600</u>
一般	個人	400	<u>910</u>	一般	個人	400	<u>900</u>
	団体 (1人につき)		<u>710</u>		団体 (1人につき)		<u>700</u>
[略]				[略]			
備考 [略]				備考 [略]			
2 大広間、中広間及び客室利用				2 大広間、中広間及び客室利用			
(単位:円)				(単位:円)			
区分	2時間未満	2時間以上	利用単位	区分	2時間未満	2時間以上	利用単位
大広間	<u>3,300</u>	<u>4,400</u>	[略]	大広間	<u>3,240</u>	<u>4,320</u>	[略]
中広間	<u>2,750</u>	<u>3,850</u>		中広間	<u>2,700</u>	<u>3,780</u>	
客室	<u>870</u>	<u>1,100</u>		客室	<u>860</u>	<u>1,080</u>	
備考 [略]				備考 [略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

(宮古市高齢者コミュニティセンター条例の一部改正)

第6条 宮古市高齢者コミュニティセンター条例(平成17年宮古市条例第104号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表(第6条、第13条関係)				別表(第6条、第13条関係)			
(単位:円)				(単位:円)			
室名	使用料			室名	使用料		
	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで		午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
研修体育室	<u>(1,700)</u>	<u>(2,280)</u>	<u>(3,140)</u>	研修体育室	<u>(1,670)</u>	<u>(2,240)</u>	<u>(3,080)</u>
	1,320	1,760	2,420		1,290	1,720	2,370
会議室	<u>(990)</u>	<u>(1,420)</u>	<u>(1,700)</u>	会議室	<u>(970)</u>	<u>(1,390)</u>	<u>(1,670)</u>
	760	1,100	1,320		750	1,080	1,290

休養娛樂室	(840)	(1, 270)	(1, 570)
	660	980	1, 200
調理實習室	(990)	(1, 270)	(1, 420)
	760	980	1, 100
全施設	(3, 570)	(4, 990)	(6, 430)
	2, 740	3, 840	4, 940

備考 [略]

休養娛樂室	(830)	(1, 250)	(1, 540)
	640	960	1, 180
調理實習室	(970)	(1, 250)	(1, 390)
	750	960	1, 080
全施設	(3, 500)	(4, 900)	(6, 310)
	2, 690	3, 770	4, 850

備考 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(宮古市生活用水供給施設条例の一部改正)

第7条 宮古市生活用水供給施設条例(平成17年宮古市条例第113号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前					
別表第1(第3条関係)				別表第1(第3条関係)					
施設	基本料金		超過料金 (1立方メートルにつき)	施設	基本料金		超過料金 (1立方メートルにつき)		
	基本水量 (立方メートル)	(1月につき)			基本水量 (立方メートル)	(1月につき)			
箱石八川簡易給水施設 箱石飲料水供給施設	20	<u>1,100円</u>	55円	箱石八川簡易給水施設 箱石飲料水供給施設	20	<u>1,080円</u>	54円		
別表第2(第3条関係)				別表第2(第3条関係)					
施設	メーターの口径又は用途の区別	基本料金		従量料金 (1立方メートルにつき)	施設	メーターの口径又は用途の区別	基本料金		従量料金 (1立方メートルにつき)
		基本水量 (立方メートル)	(1月につき)				基本水量 (立方メートル)	(1月につき)	
箱石八川簡易給水施設及び箱	13ミリメートル	10	<u>935円</u>	154円	箱石八川簡易給水施設及び箱	13ミリメートル	10	<u>918円</u>	<u>151円20銭</u>
	20ミリメートル	10	<u>1,320円</u>	154円		20ミリメートル	10	<u>1,296円</u>	<u>151円20銭</u>
	25ミリメートル	10	<u>1,595円</u>	154円		25ミリメートル	10	<u>1,566円</u>	<u>151円20銭</u>
	30ミリメートル	—	<u>1,870円</u>	165円		30ミリメートル	—	<u>1,836円</u>	162円
	40ミリメートル	—	<u>2,860円</u>	165円		40ミリメートル	—	<u>2,808円</u>	162円
	50ミリメートル	—	<u>4,730円</u>	165円		50ミリメートル	—	<u>4,644円</u>	162円
75ミリメートル	—	<u>8,800円</u>	165円	75ミリメートル	—	<u>8,640円</u>	162円		

石 飲 料	トル				
	100ミリメ ートル	—	<u>13,200円</u>	<u>165円</u>	
	水 供 給	150ミリメ ートル以上	—	<u>26,180円</u>	<u>165円</u>
		公 衆 浴 場 以 外 の 施 設	20ミリ メートル	200	<u>8,030円</u>
		25ミリ メートル	200	<u>8,250円</u>	<u>110円</u>
		30ミリ メートル	200	<u>8,800円</u>	<u>110円</u>
		40ミリ メートル	200	<u>9,460円</u>	<u>110円</u>
		50ミリ メートル 以上	200	<u>11,000円</u>	<u>110円</u>
		学校プー ル用	—	—	<u>154円</u>
		臨時用	—	—	<u>330円</u>

石 飲 料	トル				
	100ミリメ ートル	—	<u>12,960円</u>	<u>162円</u>	
	水 供 給	150ミリメ ートル以上	—	<u>25,704円</u>	<u>162円</u>
		公 衆 浴 場 以 外 の 施 設	20ミリ メートル	200	<u>7,884円</u>
		25ミリ メートル	200	<u>8,100円</u>	<u>108円</u>
		30ミリ メートル	200	<u>8,640円</u>	<u>108円</u>
		40ミリ メートル	200	<u>9,288円</u>	<u>108円</u>
		50ミリ メートル 以上	200	<u>10,800円</u>	<u>108円</u>
		学校プー ル用	—	—	<u>151円20銭</u>
		臨時用	—	—	<u>324円</u>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(宮古市墓地条例の一部改正)

第8条 宮古市墓地条例(平成17年宮古市条例第118号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(手数料) 第10条 [略] 2 手数料の額は、年額 <u>3,140円</u> とする。 3～6 [略]	(手数料) 第10条 [略] 2 手数料の額は、年額 <u>3,080円</u> とする。 3～6 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(宮古市農林漁村地域多目的集会施設条例の一部改正)

第9条 宮古市農林漁村地域多目的集会施設条例(平成17年宮古市条例第127号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表第2(第6条、第14条関係)	別表第2(第6条、第14条関係)

時間区分 利用区分	午前9時から午後5時まで(1時間までごとに)	午後5時から午後9時まで(1時間までごとに)
多目的大会議室	<u>320円</u>	<u>660円</u>
会議室	<u>220円</u>	<u>350円</u>
研修室		
農林業技術研修室		
営農相談室		
保健相談室		
栄養指導室		
調理室		

時間区分 利用区分	午前9時から午後5時まで(1時間までごとに)	午後5時から午後9時まで(1時間までごとに)
多目的大会議室	<u>310円</u>	<u>640円</u>
会議室	<u>210円</u>	<u>340円</u>
研修室		
農林業技術研修室		
営農相談室		
保健相談室		
栄養指導室		
調理室		

備考 改正部分は、下線の部分である。

(宮古市広域総合交流促進施設条例の一部改正)

第10条 宮古市広域総合交流促進施設条例(平成17年宮古市条例第128号)の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表(第6条、第13条関係)			別表(第6条、第13条関係)		
(単位:円)			(単位:円)		
時間区分 利用区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	時間区分 利用区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで
研修ホール	<u>3,140</u>	<u>4,190</u>	研修ホール	<u>3,080</u>	<u>4,110</u>
体験学習室	<u>4,190</u>	<u>5,230</u>	体験学習室	<u>4,110</u>	<u>5,140</u>
備考			備考		
1 この表の時間区分以外の時間に研修ホール又は体験学習室を利用する場合の使用料の額は、次の表のとおりとする。			1 この表の時間区分以外の時間に研修ホール又は体験学習室を利用する場合の使用料の額は、次の表のとおりとする。		
(単位:円)			(単位:円)		
時間区分 利用区分	午前9時前(1時間につき)	午後5時後(1時間につき)	時間区分 利用区分	午前9時前(1時間につき)	午後5時後(1時間につき)
研修ホール	<u>1,030</u>	<u>1,030</u>	研修ホール	<u>1,020</u>	<u>1,020</u>
体験学習室	<u>1,390</u>	<u>1,250</u>	体験学習室	<u>1,370</u>	<u>1,230</u>
2 やむを得ない理由によりあらかじめ許可された利用時間を超えて正午から午後5時までの間に利用する場合は、その超える時間1時間につき、研修			2 やむを得ない理由によりあらかじめ許可された利用時間を超えて正午から午後5時までの間に利用する場合は、その超える時間1時間につき、研修		

ホールは830円、体験学習室は1,030円を加算した額とする。

3～5 [略]

ホールは820円、体験学習室は1,020円を加算した額とする。

3～5 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(宮古市農村文化伝承館条例の一部改正)

第11条 宮古市農村文化伝承館条例(平成17年宮古市条例第130号)の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表(第6条、第14条関係)			別表(第6条、第14条関係)		
(単位:円)			(単位:円)		
時間区分 利用区分	午前9時から午後5時まで(1時間までごとに)	午後5時から午後9時まで(1時間までごとに)	時間区分 利用区分	午前9時から午後5時まで(1時間までごとに)	午後5時から午後9時まで(1時間までごとに)
ホール	<u>320</u>	<u>660</u>	ホール	<u>310</u>	<u>640</u>
交流室	<u>220</u>	<u>350</u>	交流室	<u>210</u>	<u>340</u>
研修室			研修室		
体験実習室			体験実習室		
調理室			調理室		

備考 改正部分は、下線の部分である。

(宮古市農産加工施設条例の一部改正)

第12条 宮古市農産加工施設条例(平成17年宮古市条例第131号)の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表(第6条、第12条関係)			別表(第6条、第12条関係)		
農産加工施設使用料			農産加工施設使用料		
(単位:円)			(単位:円)		
区分	使用料	備考	区分	使用料	備考
加工室	<u>830</u>	[略]	加工室	<u>820</u>	[略]
作業室			作業室		
体験室	<u>520</u>		体験室	<u>510</u>	
工芸室			工芸室		
休憩室			休憩室		
加算使用料			加算使用料		
[略]			[略]		
4時間を超える使用料	各室使用料について1時間につき <u>530</u> 円を加算する。		4時間を超える使用料	各室使用料について1時間につき <u>520</u> 円を加算する。	

備考 改正部分は、下線の部分である。

(宮古市営牧野条例の一部改正)

第13条 宮古市営牧野条例(平成17年宮古市条例第133号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表第3(第6条関係)				別表第3(第6条関係)			
用途別	畜種	月令	1日の使用料	用途別	畜種	月令	1日の使用料
放牧地	肉用牛	6箇月以上12箇月未満	<u>56円</u>	放牧地	肉用牛	6箇月以上12箇月未満	<u>55円</u>
		12箇月以上24箇月未満	<u>78円</u>			12箇月以上24箇月未満	<u>76円</u>
		24箇月以上	<u>100円</u>			24箇月以上	<u>98円</u>
採草地	肉用牛	使用料		採草地	肉用牛	使用料	
		10アールにつき、年額2,000円以内で市長が定める額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額				10アールにつき、年額2,000円以内で市長が定める額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額	
備考 [略]				備考 [略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

(宮古市林業者地域多目的集会施設条例の一部改正)

第14条 宮古市林業者地域多目的集会施設条例(平成17年宮古市条例第134号)の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表第2(第6条、第14条関係)			別表第2(第6条、第14条関係)		
時間区分 利用区分	午前9時から午後5時まで(1時間までごとに)	午後5時から午後9時まで(1時間までごとに)	時間区分 利用区分	午前9時から午後5時まで(1時間までごとに)	午後5時から午後9時まで(1時間までごとに)
集会室	<u>320円</u>	<u>660円</u>	集会室	<u>310円</u>	<u>640円</u>
研修室	<u>220円</u>	<u>350円</u>	研修室	<u>210円</u>	<u>340円</u>
作業室			作業室		
調理室			調理室		
備考 改正部分は、下線の部分である。			備考 改正部分は、下線の部分である。		

(宮古市漁港管理条例の一部改正)

第15条 宮古市漁港管理条例(平成17年宮古市条例第140号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

別表第1 (第14条関係)

占用料

[略]

備考

- 1～3 [略]
- 4 占用の期間が1月未満のもの及び岸壁、物揚場、棧橋、船揚場又は舗装した漁具干場若しくは野積場の占用で占用の期間が1月以上のものについての占用料の額は、この表により計算した額に100分の110を乗じて得た額とする。
- 5 [略]

別表第2 (第14条関係)

使用料

[略]

備考

- 1・2 [略]
- 3 使用料の額は、この表により計算した額に100分の110を乗じて得た額とする。
- 4 [略]

別表第3 (第15条関係)

砂採取料等

- 1 [略]
- 2 占用料

[略]

備考

- 1～3 [略]
- 4 占用の期間が1月未満のものについての占用料の額は、この表により計算した額に100分の110を乗じて得た額とする。
- 5 [略]

別表第1 (第14条関係)

占用料

[略]

備考

- 1～3 [略]
- 4 占用の期間が1月未満のもの及び岸壁、物揚場、棧橋、船揚場又は舗装した漁具干場若しくは野積場の占用で占用の期間が1月以上のものについての占用料の額は、この表により計算した額に100分の108を乗じて得た額とする。
- 5 [略]

別表第2 (第14条関係)

使用料

[略]

備考

- 1・2 [略]
- 3 使用料の額は、この表により計算した額に100分の108を乗じて得た額とする。
- 4 [略]

別表第3 (第15条関係)

砂採取料等

- 1 [略]
- 2 占用料

[略]

備考

- 1～3 [略]
- 4 占用の期間が1月未満のものについての占用料の額は、この表により計算した額に100分の108を乗じて得た額とする。
- 5 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(地方卸売市場宮古市魚市場条例の一部改正)

第16条 地方卸売市場宮古市魚市場条例(平成17年宮古市条例第141号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料)</p> <p>第7条 施設の使用料は、別表により算定した額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とし、月単位で</p>	<p>(使用料)</p> <p>第7条 施設の使用料は、別表により算定した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とし、月単位で</p>

徴収するものとする。 2～4 [略]	徴収するものとする。 2～4 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(宮古市和井内養魚場条例の一部改正)

第17条 宮古市和井内養魚場条例（平成17年宮古市条例第145号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(使用料) 第8条 利用者は、1年につき <u>22万円</u> の養魚場の利用に係る使用料を納付しなければならない。	(使用料) 第8条 利用者は、1年につき <u>21万6,000円</u> の養魚場の利用に係る使用料を納付しなければならない。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(宮古職業訓練センター条例の一部改正)

第18条 宮古職業訓練センター条例（平成17年宮古市条例第147号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前							
別表（第6条、第13条関係）		別表（第6条、第13条関係）							
		(単位：円)							
(単位：円)	(単位：円)	(単位：円)	(単位：円)	(単位：円)	(単位：円)				
利用区分	1日につき(午前9時から午後5時まで利用する場合)	1時間につき(午前9時から午後5時までの間の利用の場合)	1時間につき(午後5時以降の利用の場合)	1日につき(午前9時から午後5時まで利用する場合)	1時間につき(午前9時から午後5時までの間の利用の場合)	1時間につき(午後5時以降の利用の場合)			
施設名				施設名					
	<u>12,570</u>	<u>1,570</u>	<u>3,140</u>	視聴覚室	<u>12,320</u>	<u>1,540</u>	<u>3,080</u>		
	<u>8,380</u>	<u>1,040</u>	<u>2,610</u>	研修室	<u>8,160</u>	<u>1,020</u>	<u>2,570</u>		
	<u>25,140</u>	<u>3,140</u>	<u>4,710</u>	OA実習室	<u>24,640</u>	<u>3,080</u>	<u>4,620</u>		
	<u>8,380</u>	<u>1,040</u>	<u>2,610</u>	実習場	<u>8,160</u>	<u>1,020</u>	<u>2,570</u>		
実習棟	全面利用	<u>16,760</u>	<u>2,090</u>	<u>3,660</u>	実習棟	全面利用	<u>16,320</u>	<u>2,040</u>	<u>3,600</u>
	半面利用	<u>8,380</u>	<u>1,040</u>	<u>2,610</u>	半面利用	<u>8,160</u>	<u>1,020</u>	<u>2,570</u>	
備考		備考							
1 [略]		1 [略]							
2 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の午前9時から午後5時までの間に利用する場合は、使用料に1時間につき <u>1,570円</u> を加算する。		2 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の午前9時から午後5時までの間に利用する場合は、使用料に1時間につき <u>1,540円</u> を加算する。							



備考 改正部分は、下線の部分である。

(宮古市勤労青少年ホーム条例の一部改正)

第19条 宮古市勤労青少年ホーム条例(平成17年宮古市条例第148号)の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表(第6条、第13条関係)			別表(第6条、第13条関係)		
1 団体使用料(1時間当たり)			1 団体使用料(1時間当たり)		
(単位:円)			(単位:円)		
区分	午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	区分	午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
[略]			[略]		
料理実習室	<u>320</u>	<u>320</u>	料理実習室	<u>310</u>	<u>310</u>
体育センタ ー	<u>320</u>	<u>660</u>	体育センタ ー	<u>310</u>	<u>640</u>
備考 暖房器具を使用する場合は、暖房器具1個につき1時間当たり <u>210円</u> の暖房費を徴収する。			備考 暖房器具を使用する場合は、暖房器具1個につき1時間当たり <u>200円</u> の暖房費を徴収する。		
2 個人使用料			2 個人使用料		
(1)・(2) [略]			(1)・(2) [略]		
(3) 6月の利用 <u>2,090円</u>			(3) 6月の利用 <u>2,050円</u>		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

(宮古市姉ヶ崎サン・スポーツランド条例の一部改正)

第20条 宮古市姉ヶ崎サン・スポーツランド条例(平成17年宮古市条例第150号)の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表(第6条、第13条関係)			別表(第6条、第13条関係)		
1 温水プール			1 温水プール		
(1) 共用利用			(1) 共用利用		
(単位:円)			(単位:円)		
区分	個人	30人以上の団体	区分	個人	30人以上の団体
幼児(3歳未満の者を除く。以下同じ。)、小学生及び中学生	1回につき <u>320</u>	1人1回につき <u>220</u>	幼児(3歳未満の者を除く。以下同じ。)、小学生及び中学生	1回につき <u>310</u>	1人1回につき <u>210</u>
一般	1回につき <u>540</u>	1人1回につき <u>440</u>	一般	1回につき <u>530</u>	1人1回につき <u>430</u>
備考 個人の回数券(11回券)の額は、幼児、小学生及び中学生の区分にあつては <u>3,300円</u> 、一般の区			備考 個人の回数券(11回券)の額は、幼児、小学生及び中学生の区分にあつては <u>3,240円</u> 、一般の区		

分にあつては5,500円とする。

(2) 専用利用

(単位：円)

時間 区分	午前10 時から午 後1時ま で	午後1時 から午後 5時まで	午後5時 から午後 8時まで
幼児、小学 生及び中学 生 (1コース につき)	<u>6,600</u>	<u>8,800</u>	<u>9,340</u>
一般 (1コース につき)	<u>8,800</u>	<u>14,300</u>	<u>15,400</u>

備考 [略]

2 ゲートボール場

(単位：円)

区分	2時間まで	1時間増すご とに
ゲートボー ル場1面に つき	<u>540</u>	100

分にあつては5,400円とする。

(2) 専用利用

(単位：円)

時間 区分	午前10 時から午 後1時ま で	午後1時 から午後 5時まで	午後5時 から午後 8時まで
幼児、小学 生及び中学 生 (1コース につき)	<u>6,480</u>	<u>8,640</u>	<u>9,170</u>
一般 (1コース につき)	<u>8,640</u>	<u>14,040</u>	<u>15,120</u>

備考 [略]

2 ゲートボール場

(単位：円)

区分	2時間まで	1時間増すご とに
ゲートボー ル場1面に つき	<u>530</u>	100

備考 改正部分は、下線の部分である。

(宮古市リバーパークにいさと条例の一部改正)

第21条 宮古市リバーパークにいさと条例(平成17年宮古市条例第153号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表第2(第6条、第13条関係)				別表第2(第6条、第13条関係)			
1 リバーサイドハウス				1 リバーサイドハウス			
(単位：円)				(単位：円)			
区分	利用単位	使用料		区分	利用単位	使用料	
施設等 利用料	ミーティ ング室	1人1日に つき	<u>440</u>	施設等 利用料	ミーティ ング室	1人1日に つき	<u>430</u>
	艇保管庫	1艇1月に つき	<u>3,300</u>		艇保管庫	1艇1月に つき	<u>3,240</u>
	シャワー	1回につき	<u>330</u>		シャワー	1回につき	<u>320</u>
2 オートキャンプ場				2 オートキャンプ場			

(単位：円)

区分			利用単位	使用料
入 場 料	大人	中学生 以上	1人につき	<u>550</u>
	小人	小学生	1人につき	<u>330</u>
施 設 等 利 用 料	区 画 型 テ ント	宿泊	1区画1泊 につき	<u>4,950</u>
		日帰り	1区画1日 につき	<u>3,300</u>
	広 場 兼 用 テ ント サ イ ト		1泊につき	<u>3,300</u>
		(二輪車)	1泊につき	<u>1,320</u>
	シャワー		1回につき	<u>330</u>
	洗濯機		1回につき	<u>220</u>
	乾燥機		1回につき	<u>220</u>
	ガスコンロ		1回につき	<u>220</u>

## 3 交流促進センター

(単位：円)

区分			利用単位	使用料	
入 館 料	大人	中学生 以上	1人につき	<u>1,320</u>	
	小人	小学生	1人につき	<u>660</u>	
	幼児	3歳以 上	1人につき	<u>440</u>	
個 室 休 憩 料	3時間まで		1室につき	<u>3,300</u>	
	5時間まで		1室につき	<u>5,500</u>	
宿 泊 料	和 室	大人	中学生 以上	1人1泊につ き	<u>6,600</u>
		小人	小学生	1人1泊につ き	<u>3,300</u>
	洋 室	大人	中学生 以上	1人1泊につ き	<u>6,600</u>
		小人	小学生	1人1泊につ き	<u>3,300</u>

(単位：円)

区分			利用単位	使用料
入 場 料	大人	中学生 以上	1人につき	<u>540</u>
	小人	小学生	1人につき	<u>320</u>
施 設 等 利 用 料	区 画 型 テ ント	宿泊	1区画1泊 につき	<u>4,860</u>
		日帰り	1区画1日 につき	<u>3,240</u>
	広 場 兼 用 テ ント サ イ ト		1泊につき	<u>3,240</u>
		(二輪車)	1泊につき	<u>1,290</u>
	シャワー		1回につき	<u>320</u>
	洗濯機		1回につき	<u>210</u>
	乾燥機		1回につき	<u>210</u>
	ガスコンロ		1回につき	<u>210</u>

## 3 交流促進センター

(単位：円)

区分			利用単位	使用料	
入 館 料	大人	中学生 以上	1人につき	<u>1,290</u>	
	小人	小学生	1人につき	<u>640</u>	
	幼児	3歳以 上	1人につき	<u>430</u>	
個 室 休 憩 料	3時間まで		1室につき	<u>3,240</u>	
	5時間まで		1室につき	<u>5,400</u>	
宿 泊 料	和 室	大人	中学生 以上	1人1泊につ き	<u>6,480</u>
		小人	小学生	1人1泊につ き	<u>3,240</u>
	洋 室	大人	中学生 以上	1人1泊につ き	<u>6,480</u>
		小人	小学生	1人1泊につ き	<u>3,240</u>

4 多目的運動場

(単位：円)

区分		利用単位	使用料
施設等利 用料	ゲートボ ールコー ト(一面に つき)	1 時間に つき	<u>2,200</u>
	テニスコ ート(一面 につき)	1 時間に つき	<u>3,300</u>
	その他	3 時間ま で	<u>7,700</u>
5 時間ま で		<u>11,000</u>	

5 研修センター

(単位：円)

区分		利用単位	使用料
施設等利 用料	研修室	1 時間につ き	<u>2,200</u>

備考 [略]

4 多目的運動場

(単位：円)

区分		利用単位	使用料
施設等利 用料	ゲートボ ールコー ト(一面に つき)	1 時間に つき	<u>2,160</u>
	テニスコ ート(一面 につき)	1 時間に つき	<u>3,240</u>
	その他	3 時間ま で	<u>7,560</u>
5 時間ま で		<u>10,800</u>	

5 研修センター

(単位：円)

区分		利用単位	使用料
施設等利 用料	研修室	1 時間につ き	<u>2,160</u>

備考 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(宮古市グリーンピア三陸みやこ条例の一部改正)

第22条 宮古市グリーンピア三陸みやこ条例(平成17年宮古市条例第159号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表(第7条、第14条関係)				別表(第7条、第14条関係)			
区分	施設名	使用料	備考	区分	施設名	使用料	備考
ホテル 棟	客室	1泊2食 <u>22,000円</u>		ホテル 棟	客室	1泊2食 <u>21,600円</u>	
	会議室	1日 <u>22,000円</u>			会議室	1日 <u>21,600円</u>	
	大会議 室	1日 <u>44,000円</u>			大会議 室	1日 <u>43,200円</u>	
	広間	1日 <u>165,000円</u>			広間	1日 <u>162,000円</u>	
	大広間	1日 <u>330,000円</u>			大広間	1日 <u>324,000円</u>	
	カラオ ケルー ム	1時間 <u>2,200円</u>			カラオ ケルー ム	1時間 <u>2,160円</u>	
	入浴	幼児及び小学生	日帰		入浴	幼児及び小学生	日帰

		<u>310 円</u>	り 利 用 の み。
		中学生及び一般 <u>620 円</u>	
体育館	全面	1 時間 <u>6,600 円</u>	
屋内多 目的ホ ール	ゲート ボール 1 面	1 時間 <u>5,500 円</u>	
	全面	1 時間 <u>26,400 円</u>	
	半面	1 時間 <u>13,200 円</u>	
	営業利 用	1 時間 <u>55,000 円</u>	
多目的 グラン ド	全面	2 時間 <u>11,000 円</u>	
	半面	2 時間 <u>5,500 円</u>	
テニス コート	1 面	1 時間 <u>1,100 円</u>	
屋外プ ール	1 回	幼児 <u>210 円</u>	
		小学生及び中学生 <u>310 円</u>	
		一般 <u>620 円</u>	
犬用広 場	ドック ラン	1 頭 1 回につき <u>550 円</u>	
	ドック ホテル	1 頭 1 泊につき <u>5,500 円</u>	
	犬用シ ャワー ルーム	1 頭 1 回につき <u>2,200 円</u>	

備考 [略]

		<u>300 円</u>	り 利 用 の み。
		中学生及び一般 <u>610 円</u>	
体育館	全面	1 時間 <u>6,480 円</u>	
屋内多 目的ホ ール	ゲート ボール 1 面	1 時間 <u>5,400 円</u>	
	全面	1 時間 <u>25,920 円</u>	
	半面	1 時間 <u>12,960 円</u>	
	営業利 用	1 時間 <u>54,000 円</u>	
多目的 グラン ド	全面	2 時間 <u>10,800 円</u>	
	半面	2 時間 <u>5,400 円</u>	
テニス コート	1 面	1 時間 <u>1,080 円</u>	
屋外プ ール	1 回	幼児 <u>200 円</u>	
		小学生及び中学生 <u>300 円</u>	
		一般 <u>610 円</u>	
犬用広 場	ドック ラン	1 頭 1 回につき <u>540 円</u>	
	ドック ホテル	1 頭 1 泊につき <u>5,400 円</u>	
	犬用シ ャワー ルーム	1 頭 1 回につき <u>2,160 円</u>	

備考 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(宮古市道路占用料徴収条例の一部改正)

第 23 条 宮古市道路占用料徴収条例（平成 17 年宮古市条例第 160 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表（第 2 条関係） [略]	別表（第 2 条関係） [略]
備考 1～8 [略]	備考 1～8 [略]

9 占用の期間が1月未満のものについての占用料の額は、占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に1.10を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度にわたる場合においては、占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に1.10を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の合計額とする。

10 [略]

9 占用の期間が1月未満のものについての占用料の額は、占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に1.08を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度にわたる場合においては、占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に1.08を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の合計額とする。

10 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(宮古市準用河川占用料等徴収条例の一部改正)

第24条 宮古市準用河川占用料等徴収条例（平成17年宮古市条例第161号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前																	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）																	
1 流水占用料		1 流水占用料																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額（1年につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 鉱業、建設業、製造業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、運輸通信業、電気・ガス・水道・熱供給業又はサービス業のための流水の占用（水力による発電のためのもを除く。）</td> <td>最大取水量毎秒1リットルにつき <u>3,200円</u></td> </tr> <tr> <td>2 1以外のための流水の占用（水力による発電のためのもを除く。）</td> <td>最大取水量毎秒1リットルにつき <u>1,610円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額（1年につき）	1 鉱業、建設業、製造業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、運輸通信業、電気・ガス・水道・熱供給業又はサービス業のための流水の占用（水力による発電のためのもを除く。）	最大取水量毎秒1リットルにつき <u>3,200円</u>	2 1以外のための流水の占用（水力による発電のためのもを除く。）	最大取水量毎秒1リットルにつき <u>1,610円</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額（1年につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 鉱業、建設業、製造業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、運輸通信業、電気・ガス・水道・熱供給業又はサービス業のための流水の占用（水力による発電のためのもを除く。）</td> <td>最大取水量毎秒1リットルにつき <u>3,140円</u></td> </tr> <tr> <td>2 1以外のための流水の占用（水力による発電のためのもを除く。）</td> <td>最大取水量毎秒1リットルにつき <u>1,580円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額（1年につき）	1 鉱業、建設業、製造業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、運輸通信業、電気・ガス・水道・熱供給業又はサービス業のための流水の占用（水力による発電のためのもを除く。）	最大取水量毎秒1リットルにつき <u>3,140円</u>	2 1以外のための流水の占用（水力による発電のためのもを除く。）	最大取水量毎秒1リットルにつき <u>1,580円</u>						
区分	金額（1年につき）																		
1 鉱業、建設業、製造業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、運輸通信業、電気・ガス・水道・熱供給業又はサービス業のための流水の占用（水力による発電のためのもを除く。）	最大取水量毎秒1リットルにつき <u>3,200円</u>																		
2 1以外のための流水の占用（水力による発電のためのもを除く。）	最大取水量毎秒1リットルにつき <u>1,610円</u>																		
区分	金額（1年につき）																		
1 鉱業、建設業、製造業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、運輸通信業、電気・ガス・水道・熱供給業又はサービス業のための流水の占用（水力による発電のためのもを除く。）	最大取水量毎秒1リットルにつき <u>3,140円</u>																		
2 1以外のための流水の占用（水力による発電のためのもを除く。）	最大取水量毎秒1リットルにつき <u>1,580円</u>																		
2 土地占用料 [略]		2 土地占用料 [略]																	
3 河川産出物採取料		3 河川産出物採取料																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>栗石、玉石及び転石のうち墓石用、庭石用、工芸品用等特殊な用に供するも</td> <td>1立方メートルまでご</td> <td><u>2,310円</u></td> </tr> </tbody> </table>	種別	単位	金額	[略]			栗石、玉石及び転石のうち墓石用、庭石用、工芸品用等特殊な用に供するも	1立方メートルまでご	<u>2,310円</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>栗石、玉石及び転石のうち墓石用、庭石用、工芸品用等特殊な用に供するも</td> <td>1立方メートルまでご</td> <td><u>2,270円</u></td> </tr> </tbody> </table>	種別	単位	金額	[略]			栗石、玉石及び転石のうち墓石用、庭石用、工芸品用等特殊な用に供するも	1立方メートルまでご	<u>2,270円</u>
種別	単位	金額																	
[略]																			
栗石、玉石及び転石のうち墓石用、庭石用、工芸品用等特殊な用に供するも	1立方メートルまでご	<u>2,310円</u>																	
種別	単位	金額																	
[略]																			
栗石、玉石及び転石のうち墓石用、庭石用、工芸品用等特殊な用に供するも	1立方メートルまでご	<u>2,270円</u>																	

の  
[略]

の  
[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(宮古市都市公園条例の一部改正)

第25条 宮古市都市公園条例(平成17年宮古市条例第167号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第2(第11条関係)		別表第2(第11条関係)	
(1) [略]		(1) [略]	
(2) 第2条第1項各号に掲げる行為		(2) 第2条第1項各号に掲げる行為	
(単位:円)		(単位:円)	
行為	単位	金額	金額
行商	1日	<u>220</u>	<u>210</u>
業として行う写真撮影	1日	<u>220</u>	<u>210</u>
(3) 都市公園を占有する場合		(3) 都市公園を占有する場合	
[略]		[略]	
備考		備考	
1~3 [略]		1~3 [略]	
4 都市公園を占有する場合において、占有の期間が1月未満のものについての使用料の額は、第19条第2項ただし書の規定により算出した額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額とする。		4 都市公園を占有する場合において、占有の期間が1月未満のものについての使用料の額は、第19条第2項ただし書の規定により算出した額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額とする。	
5 [略]		5 [略]	
別表第3(第11条関係)		別表第3(第11条関係)	
1 野球場を利用する場合		1 野球場を利用する場合	
(単位:円)		(単位:円)	
利用区分	単位	一般	児童及び生徒
		A	B
グラウンド	1時間に つき	<u>1,120</u>	<u>2,440</u>
		<u>710</u>	<u>1,320</u>
附属照明設備	全61基 につき	<u>3,360</u>	
設備	4基 点灯	<u>2,240</u>	
スコアボード	1試合に つき	<u>1,010</u>	
放送設備		500	
利用区分	単位	一般	児童及び生徒
		A	B
グラウンド	1時間に つき	<u>1,100</u>	<u>2,400</u>
		<u>700</u>	<u>1,300</u>
附属照明設備	全61基 につき	<u>3,300</u>	
設備	4基 点灯	<u>2,200</u>	
スコアボード	1試合に つき	<u>1,000</u>	
放送設備		500	

備考 [略]

## 2 陸上競技場を利用する場合

(単位：円)

利用区分		単位	一般		児童及び生徒	
			A	B	A	B
トラック フィールド	団体貸切 (15人以上) 貸切以外 で利用する 場合	1時間につき	2,030	4,880	1,010	2,440
		貸切以外 で利用する 場合	1,010	4,070	500	2,030
	個人	1日	100		50	
		1年	4,070		2,030	
室内練習場	団体貸切 (15人以上) 貸切以外 で利用する 場合	1時間につき	1,010	2,440	500	1,220
		貸切以外 で利用する 場合	500	2,030	300	1,010
	個人	1日	100		50	
附属設備	放送設備	1日			500	
	全自動電気 計時装置				2,030	
	ミーティング ルーム	1室 1時間につき			300	
[略]						

備考 [略]

備考 [略]

## 2 陸上競技場を利用する場合

(単位：円)

利用区分		単位	一般		児童及び生徒	
			A	B	A	B
トラック フィールド	団体貸切 (15人以上) 貸切以外 で利用する 場合	1時間につき	2,000	4,800	1,000	2,400
		貸切以外 で利用する 場合	1,000	4,000	500	2,000
	個人	1日	100		50	
		1年	4,000		2,000	
室内練習場	団体貸切 (15人以上) 貸切以外 で利用する 場合	1時間につき	1,000	2,400	500	1,200
		貸切以外 で利用する 場合	500	2,000	300	1,000
	個人	1日	100		50	
附属設備	放送設備	1日			500	
	全自動電気 計時装置				2,000	
	ミーティング ルーム	1室 1時間につき			300	
[略]						

備考 [略]



備考 改正部分は、下線の部分である。

(宮古市下水道条例の一部改正)

第26条 宮古市下水道条例(平成17年宮古市条例第170号)の一部を次のように改正する。

改正後								改正前											
別表第1(第19条関係)								別表第1(第19条関係)											
使用料(下水道の使用開始、再開、休止又は廃止の場合を除く。)								使用料(下水道の使用開始、再開、休止又は廃止の場合を除く。)											
汚水の種別	基本使用料	従量使用料(汚水の排出量1立方メートルにつき)						100立方メートルを超える分	10立方メートル	20立方メートル	30立方メートル	40立方メートル	50立方メートル	60立方メートル	70立方メートル	80立方メートル	90立方メートル	100立方メートル	
		10立方メートル	20立方メートル	30立方メートル	40立方メートル	50立方メートル	60立方メートル												70立方メートル
一般汚水	1,650円	143円	154円	165円	176円	187円	198円	1,620円	140円40銭	151円20銭	162円	172円	183円	194円	205円	216円	227円		
公衆浴場汚水	1,650円	10立方メートルを超える分						88円	1,620円	10立方メートルを超える分						86円40銭			
臨時汚水	—							220円	—							216円			
備考 [略]								備考 [略]											
別表第2(第19条関係)								別表第2(第19条関係)											
使用料(下水道の使用開始、再開、休止又は廃止の場合)								使用料(下水道の使用開始、再開、休止又は廃止の場合)											
区分	開始等の日	基本使用料	従量使用料					5立方メートル	10立方メートル	15立方メートル	20立方メートル	25立方メートル	30立方メートル	35立方メートル	40立方メートル	45立方メートル	50立方メートル	55立方メートル	
開始又は再開の場合	月の初日から15日まで	10立方メートルまで	5立方メートルを超える10立方メートルまでの分については1立方メートルにつき165円と					165円	165円	165円	165円	165円	165円	165円	165円	165円	165円	165円	165円
	16日から月の末日まで	5立方メートルまで	10立方メートルを超える分については別表第1の従量使用料の					825円	825円	825円	825円	825円	825円	825円	825円	825円	825円	825円	825円
休止又は廃止の場合	月の初日から15日まで	5立方メートルまで	別表第1の従量使用料の					810円	810円	810円	810円	810円	810円	810円	810円	810円	810円	810円	

の場合	16 日から月 の末日まで	10 立方メー トルまで 1,650 円	欄の規定を適用する。	の場合	16 日から月 の末日まで	10 立方メー トルまで 1,620 円	欄の規定を適用する。
備考 [略]				備考 [略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

(宮古市都市下水路条例の一部改正)

第 27 条 宮古市都市下水路条例 (平成 17 年宮古市条例第 171 号) の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表 (第 12 条関係) [略]	別表 (第 12 条関係) [略]
備考 1～8 [略] 9 消費税法 (昭和 63 年法律第 108 号) 第 6 条の規定により非課税とされるものを除くものについての占用料の額は、占用料の欄に定める金額に <u>1.10</u> を乗じて得た額とする。 10 占用の期間が 1 月未満のものについての占用料の額は、前項の規定にかかわらず、占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に <u>1.10</u> を乗じて得た額 (その額が 100 円に満たない場合にあつては、100 円とする。) とする。ただし、当該占用の期間が翌年度にわたる場合においては、占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に <u>1.10</u> を乗じて得た額 (その額が 100 円に満たない場合にあつては、100 円とする。) の合計額とする。 11 [略]	備考 1～8 [略] 9 消費税法 (昭和 63 年法律第 108 号) 第 6 条の規定により非課税とされるものを除くものについての占用料の額は、占用料の欄に定める金額に <u>1.08</u> を乗じて得た額とする。 10 占用の期間が 1 月未満のものについての占用料の額は、前項の規定にかかわらず、占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に <u>1.08</u> を乗じて得た額 (その額が 100 円に満たない場合にあつては、100 円とする。) とする。ただし、当該占用の期間が翌年度にわたる場合においては、占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に <u>1.08</u> を乗じて得た額 (その額が 100 円に満たない場合にあつては、100 円とする。) の合計額とする。 11 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(宮古市生涯学習センター条例の一部改正)

第 28 条 宮古市生涯学習センター条例 (平成 17 年宮古市条例第 186 号) の一部を次のように改正する。

改正後	改正前						
別表 (第 7 条関係) (単位: 円)	別表 (第 7 条関係) (単位: 円)						
<table border="1"> <tr> <td></td> <td>使用料</td> <td>冷房料又は暖房</td> </tr> </table>		使用料	冷房料又は暖房	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>使用料</td> <td>冷房料又は暖房</td> </tr> </table>		使用料	冷房料又は暖房
	使用料	冷房料又は暖房					
	使用料	冷房料又は暖房					

区分	時間	料				
		午前 9 時から 正午ま で	正午か ら午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 9 時まで	冷房又は暖房を 使用する場合 (1 時間につき)	
宮古 市新 里生 涯学 習セ ンタ ー	大会議 室	2,860	3,320	4,020	880	
	多目的 研修室	1,200	1,490	1,780	440	
	第1会議 室	850	1,050	1,250	320	
	第2会議 室	850	1,050	1,250	320	
	ふれあ い交流 室	850	1,050	1,250	320	
	コンピ ュータ 室	1,320	1,640	1,980	320	
	調理実 習室	1,560	1,840	2,130	320	
	体育館	480	600	730		
	宮古 市川 井生 涯学 習セ ンタ ー	第1会議 室	850	970	1,180	440
	第2会議 室	850	970	1,180	440	
第3会議 室	430	540	750	320		
調理実 習室	1,290	1,620	1,930	320		
研修室	1,290	1,620	1,930	440		
ホール	2,150	2,580	3,230	880		

備考 [略]

区分	時間	料				
		午前 9 時から 正午ま で	正午か ら午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 9 時まで	冷房又は暖房を 使用する場合 (1 時間につき)	
宮古 市新 里生 涯学 習セ ンタ ー	大会議 室	2,800	3,260	3,950	860	
	多目的 研修室	1,180	1,470	1,740	430	
	第1会議 室	840	1,030	1,230	310	
	第2会議 室	840	1,030	1,230	310	
	ふれあ い交流 室	840	1,030	1,230	310	
	コンピ ュータ 室	1,290	1,610	1,940	310	
	調理実 習室	1,530	1,810	2,090	310	
	体育館	470	590	720		
	宮古 市川 井生 涯学 習セ ンタ ー	第1会議 室	840	950	1,160	430
	第2会議 室	840	950	1,160	430	
第3会議 室	420	530	740	310		
調理実 習室	1,270	1,590	1,900	310		
研修室	1,270	1,590	1,900	430		
ホール	2,110	2,540	3,170	860		

備考 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(宮古市公民館条例の一部改正)

第29条 宮古市公民館条例(平成17年宮古市条例第187号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表第2(第7条関係)	別表第2(第7条関係)

(単位：円)

館名	区分	午前 9 時から正午まで	正午から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 9 時まで
宮古市中央公民館	大会議室	760	980	1,420
	中会議室	440	760	1,320
	和室	760	980	1,420
宮古市中央公民館分館	多目的ホール	760	980	1,420
	大会議室	760	980	1,420
	小会議室	320	320	440
	和室	320	320	440
宮古市磯鶏公民館	講堂兼展示室	320	320	540
	和室	540	540	660
	調理実習室	690	690	840
宮古市重茂公民館	促進ホール	320	320	540
	支援室	320	320	540
	研修室	320	320	540
	調理実習室	400	400	690
宮古市崎山公民館	多目的ホール	880	1,140	1,650
	会議室	320	320	440
	和室	400	520	750
	調理実習室	530	670	970
宮古市花輪公民館	大広間	320	320	540
	会議室	220	220	320
	調理実習室	270	270	400

(単位：円)

館名	区分	午前 9 時から正午まで	正午から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 9 時まで
宮古市中央公民館	大会議室	750	960	1,390
	中会議室	430	750	1,290
	和室	750	960	1,390
宮古市中央公民館分館	多目的ホール	750	960	1,390
	大会議室	750	960	1,390
	小会議室	310	310	430
	和室	310	310	430
宮古市磯鶏公民館	講堂兼展示室	310	310	530
	和室	530	530	640
	調理実習室	680	680	830
宮古市重茂公民館	促進ホール	310	310	530
	支援室	310	310	530
	研修室	310	310	530
	調理実習室	400	400	680
宮古市崎山公民館	多目的ホール	870	1,120	1,620
	会議室	320	320	440
	和室	400	510	740
	調理実習室	520	660	960
宮古市花輪公民館	大広間	310	310	530
	会議室	210	210	310
	調理実習室	270	270	400

宮古市津 軽石公民 館	多目的ホ ール	<u>1,210</u>	<u>1,540</u>	<u>2,240</u>
	会議室	<u>420</u>	<u>420</u>	<u>590</u>
	研修室	<u>600</u>	<u>770</u>	<u>1,130</u>
	調理実習 室	<u>550</u>	<u>550</u>	<u>760</u>
宮古市山 口公民館	多目的ホ ール	<u>1,540</u>	<u>1,980</u>	<u>2,960</u>
	会議室	<u>540</u>	<u>880</u>	<u>1,640</u>
	研修室(水 屋を 含む。)	<u>760</u>	<u>1,100</u>	<u>1,540</u>
	調理体験 実習室	<u>690</u>	<u>1,130</u>	<u>2,120</u>
宮古市宮 町公民館	会議室	<u>320</u>	<u>320</u>	<u>540</u>
	小会議室	<u>220</u>	<u>220</u>	<u>320</u>
	調理室	<u>270</u>	<u>270</u>	<u>400</u>
宮古市鍛 ヶ崎公民 館	多目的ホ ール	<u>490</u>	<u>640</u>	<u>920</u>
	研修室	<u>590</u>	<u>750</u>	<u>1,100</u>
	調理実習 室	<u>280</u>	<u>360</u>	<u>520</u>
宮古市千 徳公民館	大広間	<u>760</u>	<u>980</u>	<u>1,420</u>
	会議室	<u>220</u>	<u>220</u>	<u>320</u>
	研修室	<u>320</u>	<u>320</u>	<u>440</u>
	調理実習 室	<u>400</u>	<u>400</u>	<u>560</u>

備考 [略]

別表第3 (第7条関係)

宮古市田老公民館、宮古市小田代公民館、宮古市  
末前公民館及び宮古市畑公民館使用料

(単位：円)

区分	午前9時から	午後1時から	午後5時から
	午後1時まで	午後5時まで	午後9時まで

宮古市津 軽石公民 館	多目的ホ ール	<u>1,190</u>	<u>1,520</u>	<u>2,200</u>
	会議室	<u>420</u>	<u>420</u>	<u>580</u>
	研修室	<u>590</u>	<u>760</u>	<u>1,110</u>
	調理実習 室	<u>540</u>	<u>540</u>	<u>750</u>
宮古市山 口公民館	多目的ホ ール	<u>1,510</u>	<u>1,940</u>	<u>2,910</u>
	会議室	<u>530</u>	<u>860</u>	<u>1,610</u>
	研修室(水 屋を 含む。)	<u>750</u>	<u>1,080</u>	<u>1,510</u>
	調理体験 実習室	<u>680</u>	<u>1,110</u>	<u>2,090</u>
宮古市宮 町公民館	会議室	<u>310</u>	<u>310</u>	<u>530</u>
	小会議室	<u>210</u>	<u>210</u>	<u>310</u>
	調理室	<u>270</u>	<u>270</u>	<u>400</u>
宮古市鍛 ヶ崎公民 館	多目的ホ ール	<u>490</u>	<u>630</u>	<u>910</u>
	研修室	<u>580</u>	<u>740</u>	<u>1,080</u>
	調理実習 室	<u>280</u>	<u>360</u>	<u>510</u>
宮古市千 徳公民館	大広間	<u>750</u>	<u>960</u>	<u>1,390</u>
	会議室	<u>210</u>	<u>210</u>	<u>310</u>
	研修室	<u>310</u>	<u>310</u>	<u>430</u>
	調理実習 室	<u>400</u>	<u>400</u>	<u>550</u>

備考 [略]

別表第3 (第7条関係)

宮古市田老公民館、宮古市小田代公民館、宮古市  
末前公民館及び宮古市畑公民館使用料

(単位：円)

区分	午前9時から	午後1時から	午後5時から
	午後1時まで	午後5時まで	午後9時まで

大会議室	270	300	350
中会議室	220	250	270
音楽研修室	180	210	220
〔略〕			
研修室 (宮古市 田老公民 館第2研 修室に限 る。)	220	250	270
体育室	310	370	410
教養室	180	210	220
調理講習 室	180	210	220
〔略〕			

備考 〔略〕

別表第4 (第7条関係)

宮古市新里公民館使用料

(単位：円)

区分	時間 午前9時 から正午 まで	正午から 午後5時 まで	午後5時 から午 後9時ま で	冷房料又は 暖房料
				冷房又は暖 房を使用す る場合(1時 間につき)
大会議室	2,860	3,320	4,020	880
多目的研 修室	1,200	1,490	1,780	440
第1会議 室	850	1,050	1,250	320
第2会議 室	850	1,050	1,250	320
ふれあい 交流室	850	1,050	1,250	320
コンピュ ーター室	1,320	1,640	1,980	320

大会議室	260	290	340
中会議室	210	240	260
音楽研修室	180	200	210
〔略〕			
研修室 (宮古市 田老公民 館第2研 修室に限 る。)	210	240	260
体育室	300	370	410
教養室	180	200	210
調理講習 室	180	200	210
〔略〕			

備考 〔略〕

別表第4 (第7条関係)

宮古市新里公民館使用料

(単位：円)

区分	時間 午前9時 から正午 まで	正午から 午後5時 まで	午後5時 から午 後9時ま で	冷房料又は 暖房料
				冷房又は暖 房を使用す る場合(1時 間につき)
大会議室	2,800	3,260	3,950	860
多目的研 修室	1,180	1,470	1,740	430
第1会議 室	840	1,030	1,230	310
第2会議 室	840	1,030	1,230	310
ふれあい 交流室	840	1,030	1,230	310
コンピュ ーター室	1,290	1,610	1,940	310

調理実習室	<u>1,560</u>	<u>1,840</u>	<u>2,130</u>	<u>320</u>
体育館	<u>480</u>	<u>600</u>	<u>730</u>	

備考 [略]

別表第5 (第7条関係)

宮古市刈屋公民館及び宮古市和井内公民館使用料

(単位:円)

区分	時間区分 (1時間までごとに)	館名	
		宮古市刈屋公民館	宮古市和井内公民館
多目的大会議室	午前9時から午後5時まで	<u>320</u>	
	午後5時から午後9時まで	<u>660</u>	
会議室	午前9時から午後5時まで	<u>220</u>	
	午後5時から午後9時まで	<u>350</u>	
ホール	午前9時から午後5時まで		<u>320</u>
	午後5時から午後9時まで		<u>660</u>
交流室	午前9時から午後5時まで		<u>220</u>
	午後5時から午後9時まで		<u>350</u>
調理室	午前9時から午後5時まで	<u>220</u>	

調理実習室	<u>1,530</u>	<u>1,810</u>	<u>2,090</u>	<u>310</u>
体育館	<u>470</u>	<u>590</u>	<u>720</u>	

備考 [略]

別表第5 (第7条関係)

宮古市刈屋公民館及び宮古市和井内公民館使用料

(単位:円)

区分	時間区分 (1時間までごとに)	館名	
		宮古市刈屋公民館	宮古市和井内公民館
多目的大会議室	午前9時から午後5時まで	<u>310</u>	
	午後5時から午後9時まで	<u>640</u>	
会議室	午前9時から午後5時まで	<u>210</u>	
	午後5時から午後9時まで	<u>340</u>	
ホール	午前9時から午後5時まで		<u>310</u>
	午後5時から午後9時まで		<u>640</u>
交流室	午前9時から午後5時まで		<u>210</u>
	午後5時から午後9時まで		<u>340</u>
調理室	午前9時から午後5時まで	<u>210</u>	

	午後5時から午後9時まで	<u>350</u>	
農林業技術研修室	午前9時から午後5時まで	<u>220</u>	
	午後5時から午後9時まで	<u>350</u>	
営農相談室	午前9時から午後5時まで	<u>220</u>	
	午後5時から午後9時まで	<u>350</u>	
体験実習室	午前9時から午後5時まで		<u>220</u>
	午後5時から午後9時まで		<u>350</u>

	午後5時から午後9時まで	<u>340</u>	
農林業技術研修室	午前9時から午後5時まで	<u>210</u>	
	午後5時から午後9時まで	<u>340</u>	
営農相談室	午前9時から午後5時まで	<u>210</u>	
	午後5時から午後9時まで	<u>340</u>	
体験実習室	午前9時から午後5時まで		<u>210</u>
	午後5時から午後9時まで		<u>340</u>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(宮古市体育館条例の一部改正)

第30条 宮古市体育館条例(平成17年宮古市条例第190号)の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表第1(第7条関係)					別表第1(第7条関係)				
千徳地区体育館使用料					千徳地区体育館使用料				
1 時間単位で利用する場合(1時間当たり)					1 時間単位で利用する場合(1時間当たり)				
(単位:円)					(単位:円)				
	利用時間	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで		利用時間	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
入場料等を徴収しない	体育競技を目的とする場合	<u>320</u>	<u>320</u>	<u>660</u>	入場料等を徴収しない	体育競技を目的とする場合	<u>310</u>	<u>310</u>	<u>640</u>
	その他の場合	<u>660</u>	<u>660</u>	<u>1,320</u>		その他の場合	<u>640</u>	<u>640</u>	<u>1,290</u>



場合				
入場料等を徴収する場合	体育競技を目的とする場合	660	660	1,320
	その他の場合	3,300	3,300	6,600

2 個人利用の場合

(単位：円)

[略]

設備使用料 放送施設一式1回につき、入場料等を徴収しない場合は1,100円、入場料等を徴収する場合は1,640円を徴収する。

備考 [略]

別表第2 (第7条、第17条関係)

宮古市民総合体育館使用料

1 専用使用料 (1時間当たり)

(単位：円)

利用区分			午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
メイトを徴収しない場合	アマチュアスポーツに利用する場合	小学生等の児童生徒等	810	1,100	1,370
		一般	1,640	2,200	2,740
ナ	その他の催しに利用する場合		3,300	4,400	5,500
入場料等を徴収する場合	アマチュアスポーツに利用する場合	小学生等の児童生徒等	1,640	2,200	2,740
		一般	3,300	4,400	5,500
	その他の催しに利用する場合	営利的と	4,940	6,600	8,240

場合				
入場料等を徴収する場合	体育競技を目的とする場合	640	640	1,280
	その他の場合	3,240	3,240	6,480

2 個人利用の場合

(単位：円)

[略]

設備使用料 放送施設一式1回につき、入場料等を徴収しない場合は1,080円、入場料等を徴収する場合は1,610円を徴収する。

備考 [略]

別表第2 (第7条、第17条関係)

宮古市民総合体育館使用料

1 専用使用料 (1時間当たり)

(単位：円)

利用区分			午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
メイトを徴収しない場合	アマチュアスポーツに利用する場合	小学生等の児童生徒等	800	1,080	1,340
		一般	1,610	2,160	2,690
ナ	その他の催しに利用する場合		3,240	4,320	5,400
入場料等を徴収する場合	アマチュアスポーツに利用する場合	小学生等の児童生徒等	1,610	2,160	2,690
		一般	3,240	4,320	5,400
	その他の催しに利用する場合	営利的と	4,850	6,480	8,090

			しない場合			
			営利を目的とする場合	9,900	13,200	16,500
多目的体育室	入場料等を徴収しない場合	アマチュアスポーツに利用する場合	小学生等の児童生徒等	270	370	490
			一般	540	760	980
		その他の催しに利用する場合	1,100	1,540	1,980	
	入場料等を徴収する場合	アマチュアスポーツに利用する場合	小学生等の児童生徒等	540	760	980
一般			1,100	1,540	1,980	
		その他の催しに利用する場合	営利を目的としない場合	1,640	2,300	2,960
			営利を目的とする場合	3,300	4,620	5,940
幼児高齢者室	アマチュアスポーツに利用する場合	小学生等の児童生徒等		100	100	150
			一般	150	150	220

			しない場合			
			営利を目的とする場合	9,720	12,960	16,200
多目的体育室	入場料等を徴収しない場合	アマチュアスポーツに利用する場合	小学生等の児童生徒等	260	370	480
			一般	530	750	960
		その他の催しに利用する場合	1,080	1,510	1,940	
	入場料等を徴収する場合	アマチュアスポーツに利用する場合	小学生等の児童生徒等	530	750	960
一般			1,080	1,510	1,940	
		その他の催しに利用する場合	営利を目的としない場合	1,610	2,260	2,910
			営利を目的とする場合	3,240	4,530	5,830
幼児高齢者室	アマチュアスポーツに利用する場合	小学生等の児童生徒等		100	100	150
			一般	150	150	210

弓道場	アマチュアスポーツに利用する場合	小学生等の児童生徒等	100	100	150
		一般	220	220	270
相撲場	アマチュアスポーツに利用する場合	小学生等の児童生徒等	100	100	
		一般	220	220	
会議室等	メ 選 手 控 室 (1) 選 手 控 室 (2) 会 議 室 役 員 室 審 判 控 室 放 送 室 本 部 一 席 ナ  ス 研 修 室 大 会 議 室 一 ミ ー テ ィ ン グ ツ ル ー ム フ 厨 房 オ 研 修 室 (1) 一 研 修 室 (2) ラ ム	ア マ チ ュ ア ス ポ ー ツ に 利 用 す る 場 合	1室につき 220		
			220		
			320		
			320		
			220		
			320		
			320		
			320		
			320		
			320		

備考 [略]

2 個人使用料 (1人1回の入場につき)

(単位:円)

利用区分	小学校児童及び中学校生徒		高等学校生徒		一般	
	普通使用料	回数使用料	普通使用料	回数使用料	普通使用料	回数使用料
メインアリー	100	540	220	1,100	320	1,640

弓道場	アマチュアスポーツに利用する場合	小学生等の児童生徒等	100	100	150
		一般	210	210	260
相撲場	アマチュアスポーツに利用する場合	小学生等の児童生徒等	100	100	
		一般	210	210	
会議室等	メ 選 手 控 室 (1) 選 手 控 室 (2) 会 議 室 役 員 室 審 判 控 室 放 送 室 本 部 一 席 ナ  ス 研 修 室 大 会 議 室 一 ミ ー テ ィ ン グ ツ ル ー ム フ 厨 房 オ 研 修 室 (1) 一 研 修 室 (2) ラ ム	ア マ チ ュ ア ス ポ ー ツ に 利 用 す る 場 合	1室につき 210		
			210		
			310		
			310		
			210		
			310		
			310		
			310		
			310		
			310		

備考 [略]

2 個人使用料 (1人1回の入場につき)

(単位:円)

利用区分	小学校児童及び中学校生徒		高等学校生徒		一般	
	普通使用料	回数使用料	普通使用料	回数使用料	普通使用料	回数使用料
メインアリー	100	530	210	1,080	310	1,610

ナ						
多目的 体育室	100	<u>540</u>	150	<u>810</u>	<u>220</u>	<u>1,100</u>
幼児高 齢者室	50	<u>270</u>	100	<u>540</u>	<u>220</u>	<u>1,100</u>
トレー ニング 室			<u>220</u>	<u>1,100</u>	<u>320</u>	<u>1,640</u>
弓道室	50	<u>270</u>	100	<u>540</u>	<u>220</u>	<u>1,100</u>
相撲場	50	<u>270</u>	100	<u>540</u>	<u>220</u>	<u>1,100</u>

備考 [略]

3 特別使用料

(1) [略]

(2) 附属設備使用料

附属の設備を利用する場合においては、1件又は1式1回又は1時間までごとに4,400円の範囲内で市長が定める額を別に徴収する。

(3)・(4) [略]

ナ						
多目的 体育室	100	<u>530</u>	150	<u>800</u>	<u>210</u>	<u>1,080</u>
幼児高 齢者室	50	<u>260</u>	100	<u>530</u>	<u>210</u>	<u>1,080</u>
トレー ニング 室			<u>210</u>	<u>1,080</u>	<u>310</u>	<u>1,610</u>
弓道室	50	<u>260</u>	100	<u>530</u>	<u>210</u>	<u>1,080</u>
相撲場	50	<u>260</u>	100	<u>530</u>	<u>210</u>	<u>1,080</u>

備考 [略]

3 特別使用料

(1) [略]

(2) 附属設備使用料

附属の設備を利用する場合においては、1件又は1式1回又は1時間までごとに4,320円の範囲内で市長が定める額を別に徴収する。

(3)・(4) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(宮古市田老野球場条例の一部改正)

第31条 宮古市田老野球場条例(平成17年宮古市条例第191号)の一部を次のように改正する。

改正後							改正前						
別表第1(第7条関係) 宮古市田老野球場使用料 (単位:円)							別表第1(第7条関係) 宮古市田老野球場使用料 (単位:円)						
区分	市内利用		市内と市外の 共同利用		市外団体利用		区分	市内利用		市内と市外の 共同利用		市外団体利用	
	1時間 につき	1日に つき	3時間 につき	1日に つき	3時間 につき	1日に つき		1時間 につき	1日に つき	3時間 につき	1日に つき	3時間 につき	1日に つき
アマチ入場児童 ユアス料を生徒 スポーツ徴収学生 に利用しな一般 する場い場 合 合	—	—	<u>660</u>	<u>2,640</u>	<u>1,100</u>	<u>3,300</u>	アマチ入場児童 ユアス料を生徒 スポーツ徴収学生 に利用しな一般 する場い場 合 合	—	—	<u>640</u>	<u>2,590</u>	<u>1,080</u>	<u>3,240</u>
	<u>110</u>	<u>660</u>	<u>1,100</u>	<u>4,400</u>	<u>2,200</u>	<u>6,600</u>		<u>108</u>	<u>640</u>	<u>1,080</u>	<u>4,320</u>	<u>2,160</u>	<u>6,480</u>



児童、生徒及び学生	160	330	330	660
60歳以上の者	280	550	550	1,100
一般	550	1,100	1,100	2,200

備考 [略]

児童、生徒及び学生	160	320	320	640
60歳以上の者	270	540	540	1,080
一般	540	1,080	1,080	2,160

備考 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(宮古市健康増進施設条例の一部改正)

第33条 宮古市健康増進施設条例(平成17年宮古市条例第193号)の一部を次のように改正する。

改正後					改正前						
別表(第6条関係)					別表(第6条関係)						
(単位:円)					(単位:円)						
住所区分	利用区分 施設区分	土曜日、日曜日及び 休日		左欄に規定する日以 外の日		住所区分	利用区分 施設区分	土曜日、日曜日及び 休日		左欄に規定する日以 外の日	
		1時間につ き	1日	1時間につ き	1日			1時間につ き	1日		
		市内に居住する者	山村広場	320	3,300			220	1,980	山村広場	310
	トレーニングセンター	(1,370)	(10,030)	(1,100)	(7,620)	トレーニングセンター	(1,340)	(9,850)	(1,080)	(7,480)	
	野外施設	440	3,520	320	2,200	野外施設	430	3,450	310	2,160	
市外に居住する者	山村広場	440	4,400	320	2,640	山村広場	430	4,320	310	2,590	
	トレーニングセンター	(1,630)	(12,220)	(1,370)	(9,370)	トレーニングセンター	(1,600)	(12,000)	(1,340)	(9,200)	
	野外施設	540	4,620	440	2,860	野外施設	530	4,530	430	2,800	
	川井トレーニングセンター	110	—	80	—	川井トレーニングセンター	110	—	80	—	
		80	650	60	440		80	630	60	430	

<p>備考</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 トレーニングセンターの暖房使用料は、次のとおりとし、準備のための暖房時間を含むものとする。</p> <p>(1) トレーニング室 1時間につき <u>520円</u></p> <p>(2) 休養室 1時間につき <u>210円</u></p> <p>6 山村広場の照明設備を使用する場合は、1時間につき <u>3,300円</u>を加算する。</p> <p>7 [略]</p>	<p>備考</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 トレーニングセンターの暖房使用料は、次のとおりとし、準備のための暖房時間を含むものとする。</p> <p>(1) トレーニング室 1時間につき <u>510円</u></p> <p>(2) 休養室 1時間につき <u>200円</u></p> <p>6 山村広場の照明設備を使用する場合は、1時間につき <u>3,240円</u>を加算する。</p> <p>7 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(宮古市へいがわ老木公園スポーツ交流会館条例の一部改正)

第34条 宮古市へいがわ老木公園スポーツ交流会館条例(平成17年宮古市条例第194号)の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表(第6条関係)					別表(第6条関係)				
(単位:円)					(単位:円)				
利用区分			午前9時から午後5時まで(1時間までごとに)	午後5時から午後9時まで(1時間までごとに)	利用区分			午前9時から午後5時まで(1時間までごとに)	午後5時から午後9時まで(1時間までごとに)
交 流 室	全室 利用	5月から10月末日まで	<u>650</u>	<u>980</u>	交 流 室	全室 利用	5月から10月末日まで	<u>630</u>	<u>960</u>
		11月から翌年4月末日まで	<u>850</u>	<u>1,290</u>			11月から翌年4月末日まで	<u>840</u>	<u>1,270</u>
	2分の1室の利用	5月から10月末日まで	<u>320</u>	<u>490</u>		2分の1室の利用	5月から10月末日まで	<u>310</u>	<u>480</u>
		11月から翌年4月末日まで	<u>430</u>	<u>650</u>			11月から翌年4月末日まで	<u>420</u>	<u>630</u>
[略]					[略]				
放送設備			1日につき <u>1,100</u>		放送設備			1日につき <u>1,080</u>	
備考 [略]					備考 [略]				
備考 改正部分は、下線の部分である。									

(宮古市野外活動センター条例の一部改正)

第35条 宮古市野外活動センター条例（平成17年宮古市条例第195号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表（第3条、第6条関係）					別表（第3条、第6条関係）				
（単位：円）					（単位：円）				
施設	使用料	小学校児童及び中学校生徒	高等学校生徒及び学生	一般	施設	使用料	小学校児童及び中学校生徒	高等学校生徒及び学生	一般
スケート場	普通使用料（1回につき）	150	<u>220</u>	<u>320</u>	スケート場	普通使用料（1回につき）	150	<u>210</u>	<u>310</u>
	回数使用料（6回につき）	<u>810</u>	<u>1,100</u>	<u>1,640</u>		回数使用料（6回につき）	<u>800</u>	<u>1,080</u>	<u>1,610</u>
	附属の設備	靴普通使用料（1回につき）	150	150		150	附属の設備	靴普通使用料（1回につき）	150
	靴回数使用料（6回につき）	<u>810</u>	<u>810</u>	<u>810</u>		靴回数使用料（6回につき）	<u>800</u>	<u>800</u>	<u>800</u>
〔略〕					〔略〕				
キャビン	キャビン使用料（1夜1人につき）	<u>220</u>	<u>270</u>	<u>320</u>	キャビン	キャビン使用料（1夜1人につき）	<u>210</u>	<u>260</u>	<u>310</u>
〔略〕					〔略〕				
市民農園	1区画1利用期間につき			<u>5,230</u>	市民農園	1区画1利用期間につき			<u>5,140</u>
備考 〔略〕					備考 〔略〕				
備考 改正部分は、下線の部分である。									

（宮古市河川公園条例の一部改正）

第36条 宮古市河川公園条例（平成17年宮古市条例第197号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
-----	-----



別表（第6条関係）

(単位：円)

施設区分		右欄の日以外		土曜日、日曜日 及び休日	
		1時間に つき	1日につ き	1時間に つき	1日につ き
新里 河川 公園	テニスコ ート	60	<u>500</u>	70	<u>780</u>
	ミニグラ ンド	60	<u>500</u>	70	<u>780</u>
	チビッコ 広場	60	<u>500</u>	70	<u>780</u>
	ローラー スケート 場	30	<u>250</u>	40	410
	全施設	<u>250</u>	<u>2,010</u>	370	<u>3,770</u>
川井 河川 公園	全施設	100	<u>830</u>	100	<u>830</u>

備考 [略]

別表（第6条関係）

(単位：円)

施設区分		右欄の日以外		土曜日、日曜日 及び休日	
		1時間に つき	1日につ き	1時間に つき	1日につ き
新里 河川 公園	テニスコ ート	60	<u>490</u>	70	<u>770</u>
	ミニグラ ンド	60	<u>490</u>	70	<u>770</u>
	チビッコ 広場	60	<u>490</u>	70	<u>770</u>
	ローラー スケート 場	30	<u>240</u>	40	410
	全施設	<u>240</u>	<u>1,970</u>	370	<u>3,700</u>
川井 河川 公園	全施設	100	<u>820</u>	100	<u>820</u>

備考 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(宮古市市民文化会館条例の一部改正)

第37条 宮古市市民文化会館条例（平成17年宮古市条例第198号）の一部を次のように改正する。

改正後							改正前						
別表第1（第6条関係） ホールの使用料							別表第1（第6条関係） ホールの使用料						
(単位：円)							(単位：円)						
時間区分	午前9時	午後1時	午後5時30分	午前9時	午後1時	午前9時	午前9時	午後1時	午後5時30分	午前9時	午後1時	午前9時	
	時から	時から	時から	時から	時から	時から	時から	時から	時から	時から	時から	時から	
利用区分	正午ま	午後5時	午後9時	午後5時	午後9時	午後9時	正午ま	午後5時	午後9時	午後5時	午後9時	午後9時	
	で	時まで	時まで	時まで	時まで	時まで	で	時まで	時まで	時まで	時まで	時まで	
大入料	13,200	17,600	22,000	30,800	39,600	52,800	12,960	17,280	21,600	30,240	38,880	51,840	
土曜、日曜													

ル	を 徴 収 し な い 場 合	日及 び祝 日						
		その	11,000	15,400	19,800	26,400	35,200	46,200
500 円、 未 満 の 入 場 料 を 徴 収 す る 場 合	土曜 日、 日曜 日及 び祝 日	500 円、 未 満 の 入 場 料 を 徴 収 す る 場 合	17,600	22,000	26,400	39,600	48,400	66,000
		その	15,400	19,800	24,200	35,200	44,000	59,400
500 円、 以 上 1,0 00 円 未 満 の	土曜 日、 日曜 日及 び祝 日	500 円、 以 上 1,0 00 円 未 満 の	22,000	26,400	30,800	48,400	57,200	79,200
		その	19,800	24,200	28,600	44,000	52,800	72,600

ル	を 徴 収 し な い 場 合	日及 び祝 日						
		その	10,800	15,120	19,440	25,920	34,560	45,360
500 円、 未 満 の 入 場 料 を 徴 収 す る 場 合	土曜 日、 日曜 日及 び祝 日	500 円、 未 満 の 入 場 料 を 徴 収 す る 場 合	17,280	21,600	25,920	38,880	47,520	64,800
		その	15,120	19,440	23,760	34,560	43,200	58,320
500 円、 以 上 1,0 00 円 未 満 の	土曜 日、 日曜 日及 び祝 日	500 円、 以 上 1,0 00 円 未 満 の	21,600	25,920	30,240	47,520	56,160	77,760
		その	19,440	23,760	28,080	43,200	51,840	71,280

入場料を徴収する場合	1,000円以上	26,400	30,800	35,200	57,200	66,000	92,400
	土曜日、日曜日及び祝日						
	2,000円未満の入場料を徴収する場合						
	その他の日	24,200	28,600	33,000	52,800	61,600	85,800
	2,000円	30,800	35,200	39,600	66,000	74,800	105,600
	土曜日、						0

入場料を徴収する場合	1,000円以上	25,920	30,240	34,560	56,160	64,800	90,720
	土曜日、日曜日及び祝日						
	2,000円未満の入場料を徴収する場合						
	その他の日	23,760	28,080	32,400	51,840	60,480	84,240
	2,000円	30,240	34,560	38,880	64,800	73,440	103,680
	土曜日、						0

円 以 上 3.0 00	日曜 日及 び祝 日						
	その	28,600	33,000	37,400	61,600	70,400	99,000
円 未 満 の 入 場 料 を 徴 収 す る 場 合	他の 日						
	土曜 日、 日曜 日及 び祝 日	35,200	39,600	44,000	74,800	83,600	118,800
円 以 上 4.0 00	その	33,000	37,400	41,800	70,400	79,200	112,200
	他の 日						0

円 以 上 3.0 00	日曜 日及 び祝 日						
	その	28,080	32,400	36,720	60,480	69,120	97,200
円 未 満 の 入 場 料 を 徴 収 す る 場 合	他の 日						
	土曜 日、 日曜 日及 び祝 日	34,560	38,880	43,200	73,440	82,080	116,640
円 以 上 4.0 00	その	32,400	36,720	41,040	69,120	77,760	110,160
	他の 日						0

を徴収する場合	4,000円以上の日	土曜	39,600	44,000	48,400	83,600	92,400	132,000
	入場料を徴収する場合	土曜	4,400	5,500	6,600	9,900	12,100	16,500
		日、日曜						
	その他	土曜	3,300	4,400	5,500	7,700	9,900	13,200
入場料を徴収しない日	日、日曜							
	日及び祝日							

を徴収する場合	4,000円以上の日	土曜	38,880	43,200	47,520	82,080	90,720	129,600
	入場料を徴収する場合	土曜	4,320	5,400	6,480	9,720	11,880	16,200
		日、日曜						
	その他	土曜	3,240	4,320	5,400	7,560	9,720	12,960
入場料を徴収しない日	日、日曜							
	日及び祝日							

場 合							
500円未満の入場料を徴収する場合	土曜日、日曜日及び祝日	6,600	7,700	8,800	14,300	16,500	23,100
500円以上1,000円未満の入場料を徴収する場合	土曜日、日曜日及び祝日	8,800	9,900	11,000	18,700	20,900	29,700
500円未満の入場料を徴収する場合	土曜日、日曜日及び祝日	7,700	8,800	9,900	16,500	18,700	26,400
500円以上1,000円未満の入場料を徴収する場合	土曜日、日曜日及び祝日	8,800	9,900	11,000	18,700	20,900	29,700
500円以上1,000円未満の入場料を徴収する場合	土曜日、日曜日及び祝日	8,800	9,900	11,000	18,700	20,900	29,700
500円以上1,000円未満の入場料を徴収する場合	土曜日、日曜日及び祝日	8,800	9,900	11,000	18,700	20,900	29,700
500円以上1,000円未満の入場料を徴収する場合	土曜日、日曜日及び祝日	8,800	9,900	11,000	18,700	20,900	29,700
500円以上1,000円未満の入場料を徴収する場合	土曜日、日曜日及び祝日	8,800	9,900	11,000	18,700	20,900	29,700
500円以上1,000円未満の入場料を徴収する場合	土曜日、日曜日及び祝日	8,800	9,900	11,000	18,700	20,900	29,700

場 合							
500円未満の入場料を徴収する場合	土曜日、日曜日及び祝日	6,480	7,560	8,640	14,040	16,200	22,680
500円以上1,000円未満の入場料を徴収する場合	土曜日、日曜日及び祝日	8,640	9,720	10,800	18,360	20,520	29,160
500円未満の入場料を徴収する場合	土曜日、日曜日及び祝日	7,560	8,640	9,720	16,200	18,360	25,920
500円以上1,000円未満の入場料を徴収する場合	土曜日、日曜日及び祝日	8,640	9,720	10,800	18,360	20,520	29,160
500円以上1,000円未満の入場料を徴収する場合	土曜日、日曜日及び祝日	8,640	9,720	10,800	18,360	20,520	29,160
500円以上1,000円未満の入場料を徴収する場合	土曜日、日曜日及び祝日	8,640	9,720	10,800	18,360	20,520	29,160
500円以上1,000円未満の入場料を徴収する場合	土曜日、日曜日及び祝日	8,640	9,720	10,800	18,360	20,520	29,160
500円以上1,000円未満の入場料を徴収する場合	土曜日、日曜日及び祝日	8,640	9,720	10,800	18,360	20,520	29,160
500円以上1,000円未満の入場料を徴収する場合	土曜日、日曜日及び祝日	8,640	9,720	10,800	18,360	20,520	29,160

す る 場 合	1,000	11,000	12,100	13,200	23,100	25,300	36,300
	円						
	以上						
	2,000						
す る 場 合	1,000	9,900	11,000	12,100	20,900	23,100	33,000
	円						
	未						
	2,000						
す る 場 合	2,000	13,200	14,300	15,400	27,500	29,700	42,900
	円						
	以上						
	3,000						
す る 場 合	1,000	12,100	13,200	14,300	25,300	27,500	39,600
	円						
	未						
	3,000						

す る 場 合	1,000	10,800	11,880	12,960	22,680	24,840	35,640
	円						
	以上						
	2,000						
す る 場 合	1,000	9,720	10,800	11,880	20,520	22,680	32,400
	円						
	未						
	2,000						
す る 場 合	2,000	12,960	14,040	15,120	27,000	29,160	42,120
	円						
	以上						
	3,000						
す る 場 合	1,000	11,880	12,960	14,040	24,840	27,000	38,880
	円						
	未						
	3,000						

未 満 の 入 場 料 を 徴 収 す る 場 合	日						
	3,000円以上4,000円未満の日	土曜 日、 日曜 日及 び祝 日	15,400	16,500	17,600	31,900	34,100
未 満 の 入 場 料 を 徴 収 す る 場 合	日						
	3,000円以上4,000円未満の日	土曜 日、 日曜 日及 び祝 日	14,300	15,400	16,500	29,700	31,900

未 満 の 入 場 料 を 徴 収 す る 場 合	日						
	3,000円以上4,000円未満の日	土曜 日、 日曜 日及 び祝 日	15,120	16,200	17,280	31,320	33,480
未 満 の 入 場 料 を 徴 収 す る 場 合	日						
	3,000円以上4,000円未満の日	土曜 日、 日曜 日及 び祝 日	14,040	15,120	16,200	29,160	31,320



合							
4,000円以上の日	土曜	17,600	18,700	19,800	36,300	38,500	56,100
入場料を徴収する場合	その他	16,500	17,600	18,700	34,100	36,300	52,800

備考 [略]

別表第2 (第6条関係)

ホール以外の使用料

(単位:円)

利用区分	時間区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
	展示室		1,100	1,640	2,200	2,740	3,840
会議室		540	660	760	1,200	1,420	1,980
多目的研修室		870	1,100	1,100	1,970	2,200	3,070
リハーサル室		660	880	880	1,540	1,760	2,420
録音室		440	660	660	1,100	1,320	1,760
ホール	第1楽屋	440	540	660	980	1,200	1,640
	第2楽屋	440	540	660	980	1,200	1,640
	第3楽屋	660	760	880	1,420	1,640	2,300
	楽屋事務室	320	540	540	880	1,100	1,420

合							
4,000円以上の日	土曜	17,280	18,360	19,440	35,640	37,800	55,080
入場料を徴収する場合	その他	16,200	17,280	18,360	33,480	35,640	51,840

備考 [略]

別表第2 (第6条関係)

ホール以外の使用料

(単位:円)

利用区分	時間区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
	展示室		1,080	1,610	2,160	2,690	3,770
会議室		530	640	750	1,180	1,390	1,940
多目的研修室		860	1,080	1,080	1,940	2,160	3,020
リハーサル室		640	860	860	1,510	1,720	2,370
録音室		430	640	640	1,080	1,290	1,720
ホール	第1楽屋	430	530	640	960	1,180	1,610
	第2楽屋	430	530	640	960	1,180	1,610
	第3楽屋	640	750	860	1,390	1,610	2,260
	楽屋事務室	310	530	530	860	1,080	1,390

用	チケットブ	100	100	100	220	220	320
	ース						
	浴室	320	320	320	660	660	980
中 ホ ー ル 用	第1控室	220	320	320	540	660	880
	第2控室	220	320	320	540	660	880
	シャワー室	320	320	320	660	660	980
ホ ワ イ エ	1階ホワイ	880	1,100	1,100	1,980	2,200	3,080
	2階ホワイ	660	880	880	1,540	1,760	2,420

備考 [略]

別表第3 (第6条関係)

冷房及び暖房使用料

(単位：円)

区分	使用料
大ホール	1時間につき <u>2,200</u>
中ホール	1時間につき <u>760</u>
展示室	1時間につき <u>320</u>
[略]	

備考 [略]

用	チケットブ	100	100	100	210	210	310
	ース						
	浴室	310	310	310	640	640	960
中 ホ ー ル 用	第1控室	210	310	310	530	640	860
	第2控室	210	310	310	530	640	860
	シャワー室	310	310	310	640	640	960
ホ ワ イ エ	1階ホワイ	860	1,080	1,080	1,940	2,160	3,020
	2階ホワイ	640	860	860	1,510	1,720	2,370

備考 [略]

別表第3 (第6条関係)

冷房及び暖房使用料

(単位：円)

区分	使用料
大ホール	1時間につき <u>2,160</u>
中ホール	1時間につき <u>750</u>
展示室	1時間につき <u>310</u>
[略]	

備考 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(宮古市地区センター条例の一部改正)

第38条 宮古市地区センター条例(平成17年宮古市条例第199号)の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表第2 (第6条、第14条関係)			別表第2 (第6条、第14条関係)		
時間区分 利用区分	午前9時から午後5時まで(1時間までごとに)	午後5時から午後9時まで(1時間までごとに)	時間区分 利用区分	午前9時から午後5時まで(1時間までごとに)	午後5時から午後9時まで(1時間までごとに)
ホール	<u>320円</u>	<u>660円</u>	ホール	<u>310円</u>	<u>640円</u>
中会議室	<u>220円</u>	<u>350円</u>	中会議室	<u>210円</u>	<u>340円</u>
小会議室	<u>220円</u>	<u>350円</u>	小会議室	<u>210円</u>	<u>340円</u>
和室	<u>220円</u>	<u>350円</u>	和室	<u>210円</u>	<u>340円</u>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(宮古市末前神楽伝承館条例の一部改正)

第39条 宮古市末前神楽伝承館条例（平成17年宮古市条例第201号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表（第6条関係）			別表（第6条関係）		
時間区分 利用区分	午前9時から午後5時まで(1時間までごとに)	午後5時から午後9時まで(1時間までごとに)	時間区分 利用区分	午前9時から午後5時まで(1時間までごとに)	午後5時から午後9時まで(1時間までごとに)
研修室	320円	660円	研修室	310円	640円
調理実習室	220円	350円	調理実習室	210円	340円

備考 改正部分は、下線の部分である。

（宮古市水道事業給水条例の一部改正）

第40条 宮古市水道事業給水条例（平成17年宮古市条例第207号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
(料金)				(料金)			
第23条 料金は、次の表に掲げる区別につき、基本料金と従量料金との合計額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。				第23条 料金は、次の表に掲げる区別につき、基本料金と従量料金との合計額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。			
メーターの口径又は用途の区別	基本料金 基本水量(立方メートル)	(1月につき)	従量料金(1立方メートルにつき)	メーターの口径又は用途の区別	基本料金 基本水量(立方メートル)	(1月につき)	従量料金(1立方メートルにつき)
13ミリメートル	10	935円	154円	13ミリメートル	10	918円	151円20銭
20ミリメートル	10	1,320円	154円	20ミリメートル	10	1,296円	151円20銭
25ミリメートル	10	1,595円	154円	25ミリメートル	10	1,566円	151円20銭
30ミリメートル	—	1,870円	165円	30ミリメートル	—	1,836円	162円
40ミリメートル	—	2,860円	165円	40ミリメートル	—	2,808円	162円
50ミリメートル	—	4,730円	165円	50ミリメートル	—	4,644円	162円
75ミリメートル	—	8,800円	165円	75ミリメートル	—	8,640円	162円
100ミリメートル	—	13,200円	165円	100ミリメートル	—	12,960円	162円

トル				
150 ミリメー トル以上	—		<u>26,180 円</u>	<u>165 円</u>
公衆 浴場 用	20 ミリ メー トル	200	<u>8,030 円</u>	<u>110 円</u>
	25 ミリ メー トル	200	<u>8,250 円</u>	<u>110 円</u>
	30 ミリ メー トル	200	<u>8,800 円</u>	<u>110 円</u>
	40 ミリ メー トル	200	<u>9,460 円</u>	<u>110 円</u>
	50 ミリ メー トル以上	200	<u>11,000 円</u>	<u>110 円</u>
学校プール用	—	—	—	<u>154 円</u>
船舶用	—	—	—	<u>154 円</u>
臨時用	—	—	—	<u>330 円</u>

トル				
150 ミリメー トル以上	—		<u>25,704 円</u>	<u>162 円</u>
公衆 浴場 用	20 ミリ メー トル	200	<u>7,884 円</u>	<u>108 円</u>
	25 ミリ メー トル	200	<u>8,100 円</u>	<u>108 円</u>
	30 ミリ メー トル	200	<u>8,640 円</u>	<u>108 円</u>
	40 ミリ メー トル	200	<u>9,288 円</u>	<u>108 円</u>
	50 ミリ メー トル以上	200	<u>10,800 円</u>	<u>108 円</u>
学校プール用	—	—	—	<u>151 円 20 銭</u>
船舶用	—	—	—	<u>151 円 20 銭</u>
臨時用	—	—	—	<u>324 円</u>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(宮古市簡易水道事業給水条例の一部改正)

第 4 1 条 宮古市簡易水道事業給水条例（平成 17 年宮古市条例第 208 号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表第 2（第 3 条関係）				別表第 2（第 3 条関係）			
メーターの口径 又は用途の区別	基本料金		従量料金（1 立 方メートルに つき）	メーターの口径 又は用途の区別	基本料金		従量料金（1 立 方メートルに つき）
	基本水量 （立方メー トル）	（1 月につ き）			基本水量 （立方メー トル）	（1 月につ き）	
13 ミリメートル	10	<u>935 円</u>	<u>154 円</u>	13 ミリメートル	10	<u>918 円</u>	<u>151 円 20 銭</u>
20 ミリメートル	10	<u>1,320 円</u>	<u>154 円</u>	20 ミリメートル	10	<u>1,296 円</u>	<u>151 円 20 銭</u>
25 ミリメートル	10	<u>1,595 円</u>	<u>154 円</u>	25 ミリメートル	10	<u>1,566 円</u>	<u>151 円 20 銭</u>
30 ミリメートル	—	<u>1,870 円</u>	<u>165 円</u>	30 ミリメートル	—	<u>1,836 円</u>	<u>162 円</u>

40 ミリメートル	—	<u>2,860 円</u>	<u>165 円</u>	
50 ミリメートル	—	<u>4,730 円</u>	<u>165 円</u>	
75 ミリメートル	—	<u>8,800 円</u>	<u>165 円</u>	
100 ミリメートル	—	<u>13,200 円</u>	<u>165 円</u>	
150 ミリメートル以上	—	<u>26,180 円</u>	<u>165 円</u>	
公衆浴場用	20 ミリメートル	200	<u>8,030 円</u>	<u>110 円</u>
	25 ミリメートル	200	<u>8,250 円</u>	<u>110 円</u>
	30 ミリメートル	200	<u>8,800 円</u>	<u>110 円</u>
	40 ミリメートル	200	<u>9,460 円</u>	<u>110 円</u>
	50 ミリメートル以上	200	<u>11,000 円</u>	<u>110 円</u>
学校プール用	—	—	<u>154 円</u>	
船舶用	—	—	<u>154 円</u>	
臨時用	—	—	<u>330 円</u>	

40 ミリメートル	—	<u>2,808 円</u>	<u>162 円</u>	
50 ミリメートル	—	<u>4,644 円</u>	<u>162 円</u>	
75 ミリメートル	—	<u>8,640 円</u>	<u>162 円</u>	
100 ミリメートル	—	<u>12,960 円</u>	<u>162 円</u>	
150 ミリメートル以上	—	<u>25,704 円</u>	<u>162 円</u>	
公衆浴場用	20 ミリメートル	200	<u>7,884 円</u>	<u>108 円</u>
	25 ミリメートル	200	<u>8,100 円</u>	<u>108 円</u>
	30 ミリメートル	200	<u>8,640 円</u>	<u>108 円</u>
	40 ミリメートル	200	<u>9,288 円</u>	<u>108 円</u>
	50 ミリメートル以上	200	<u>10,800 円</u>	<u>108 円</u>
学校プール用	—	—	<u>151 円 20 銭</u>	
船舶用	—	—	<u>151 円 20 銭</u>	
臨時用	—	—	<u>324 円</u>	

備考 改正部分は、下線の部分である。

(宮古市営浄化槽条例の一部改正)

第42条 宮古市営浄化槽条例（平成19年宮古市条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表第2（第19条関係）				別表第2（第19条関係）			
1 放流ポンプ使用料（市設浄化槽の使用開始、休止又は廃止の場合を除く。）				1 放流ポンプ使用料（市設浄化槽の使用開始、休止又は廃止の場合を除く。）			
人槽区分		使用料の額（月額）		人槽区分		使用料の額（月額）	
5～10人槽		<u>660 円</u>		5～10人槽		<u>648 円</u>	
[略]				[略]			
2 放流ポンプ使用料（市設浄化槽の使用開始、休止又は廃止の場合）				2 放流ポンプ使用料（市設浄化槽の使用開始、休止又は廃止の場合）			
区分	人槽区分	開始等の日	使用料の額（月額）	区分	人槽区分	開始等の日	使用料の額（月額）

開始又は再開の場合	5～10 人槽	月の初日から 15 日まで	<u>660 円</u>
		16 日から月の末日まで	<u>330 円</u>
	11 人槽以上	〔略〕	
休止又は廃止の場合	5～10 人槽	月の初日から 15 日まで	<u>330 円</u>
		16 日から月の末日まで	<u>660 円</u>
	11 人槽以上	〔略〕	

開始又は再開の場合	5～10 人槽	月の初日から 15 日まで	<u>648 円</u>
		16 日から月の末日まで	<u>324 円</u>
	11 人槽以上	〔略〕	
休止又は廃止の場合	5～10 人槽	月の初日から 15 日まで	<u>324 円</u>
		16 日から月の末日まで	<u>648 円</u>
	11 人槽以上	〔略〕	

備考 改正部分は、下線の部分である。

(宮古市川井地域バス条例の一部改正)

第 4 3 条 宮古市川井地域バス条例 (平成 2 1 年宮古市条例第 3 4 号) の一部を次のように改正する。

別表中「200」を「210」に、「210」を「220」に、「220」を「230」に、「230」を「240」に、「240」を「250」に、「250」を「260」に、「260」を「270」に、「270」を「280」に、「280」を「290」に、「290」を「300」に、「300」を「310」に、「310」を「320」に、「320」を「330」に、「420」を「430」に、「430」を「440」に、「440」を「450」に、「450」を「460」に、「460」を「470」に、「470」を「480」に、「480」を「490」に、「490」を「500」に、「500」を「510」に、「510」を「520」に、「520」を「530」に、「530」を「540」に、「540」を「550」に、「550」を「560」に、「560」を「570」に、「570」を「580」に、「580」を「590」に、「590」を「600」に、「600」を「610」に、「610」を「620」に改める。

(宮古市地域振興センター条例の一部改正)

第 4 4 条 宮古市地域振興センター条例 (平成 2 1 年宮古市条例第 3 5 号) の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表 (第 6 条関係)				別表 (第 6 条関係)			
1 〔略〕				1 〔略〕			
2 施設使用料				2 施設使用料			
(単位: 円)				(単位: 円)			
区分	午前 9 時から正午まで	正午から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 9 時まで	区分	午前 9 時から正午まで	正午から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 9 時まで
A	<u>850</u>	<u>970</u>	<u>1,180</u>	A	<u>840</u>	<u>950</u>	<u>1,160</u>

B	<u>1,290</u>	<u>1,620</u>	<u>1,930</u>
C	<u>1,720</u>	<u>1,930</u>	<u>2,150</u>

備考 [略]

B	<u>1,270</u>	<u>1,590</u>	<u>1,900</u>
C	<u>1,690</u>	<u>1,900</u>	<u>2,110</u>

備考 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(宮古市川井地域情報通信基盤施設条例の一部改正)

第45条 宮古市川井地域情報通信基盤施設条例(平成21年宮古市条例第36号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(使用料) 第10条 [略] 2 使用料の額は、1利用者設備あたり月額 <u>1,040円</u> とする。 3・4 [略] 5 前納の場合の使用料の額は、1利用者設備あたり月額 <u>11,440円</u> とする。 6 [略]	(使用料) 第10条 [略] 2 使用料の額は、1利用者設備あたり月額 <u>1,020円</u> とする。 3・4 [略] 5 前納の場合の使用料の額は、1利用者設備あたり月額 <u>11,220円</u> とする。 6 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(宮古市川井地域多目的集会施設条例の一部改正)

第46条 宮古市川井地域多目的集会施設条例(平成21年宮古市条例第37号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																		
別表第2(第6条、第14条関係)	別表第2(第6条、第14条関係)																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前9時から午後5時まで(1時間までごとに)</th> <th>午後5時から午後9時まで(1時間までごとに)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的大会議室</td> <td><u>320円</u></td> <td><u>660円</u></td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td><u>220円</u></td> <td><u>350円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	午前9時から午後5時まで(1時間までごとに)	午後5時から午後9時まで(1時間までごとに)	多目的大会議室	<u>320円</u>	<u>660円</u>	会議室	<u>220円</u>	<u>350円</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前9時から午後5時まで(1時間までごとに)</th> <th>午後5時から午後9時まで(1時間までごとに)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的大会議室</td> <td><u>310円</u></td> <td><u>640円</u></td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td><u>210円</u></td> <td><u>340円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	午前9時から午後5時まで(1時間までごとに)	午後5時から午後9時まで(1時間までごとに)	多目的大会議室	<u>310円</u>	<u>640円</u>	会議室	<u>210円</u>	<u>340円</u>
区分	午前9時から午後5時まで(1時間までごとに)	午後5時から午後9時まで(1時間までごとに)																	
多目的大会議室	<u>320円</u>	<u>660円</u>																	
会議室	<u>220円</u>	<u>350円</u>																	
区分	午前9時から午後5時まで(1時間までごとに)	午後5時から午後9時まで(1時間までごとに)																	
多目的大会議室	<u>310円</u>	<u>640円</u>																	
会議室	<u>210円</u>	<u>340円</u>																	

備考 改正部分は、下線の部分である。

(宮古市区界高原ウォーキングセンター条例の一部改正)

第47条 宮古市区界高原ウォーキングセンター条例(平成21年宮古市条例第43号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																		
別表(第3条、第6条関係)	別表(第3条、第6条関係)																		
(単位:円)	(単位:円)																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区画型テン</td> <td>日帰り</td> <td>1区画1日につき</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><u>520</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	使用料	区画型テン	日帰り	1区画1日につき			<u>520</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区画型テン</td> <td>日帰り</td> <td>1区画1日につき</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><u>510</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	使用料	区画型テン	日帰り	1区画1日につき			<u>510</u>
区分	単位	使用料																	
区画型テン	日帰り	1区画1日につき																	
		<u>520</u>																	
区分	単位	使用料																	
区画型テン	日帰り	1区画1日につき																	
		<u>510</u>																	

トサイト	宿泊	1区画1泊につき	1,040
バーベキューテール	1テーブル		520
[略]			
浴室	1回につき		210
[略]			

備考 [略]

トサイト	宿泊	1区画1泊につき	1,020
バーベキューテール	1テーブル		510
[略]			
浴室	1回につき		200
[略]			

備考 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(宮古市タイムグラ観光施設条例の一部改正)

第48条 宮古市タイムグラ観光施設条例(平成21年宮古市条例第44号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表(第6条、第13条関係)				別表(第6条、第13条関係)			
1 早池峰山荘				1 早池峰山荘			
(単位:円)				(単位:円)			
区分		単位	使用料	区分		単位	使用料
個室休憩料	5時間まで	1室につき	3,140	個室休憩料	5時間まで	1室につき	3,080
宿泊料	大人	中学生以上	1人1泊につき	宿泊料	大人	中学生以上	1人1泊につき
	小人				小学生以下		
備考 [略]				備考 [略]			
2 バンガロー村				2 バンガロー村			
(単位:円)				(単位:円)			
区分(定員)	単位	使用料		区分(定員)	単位	使用料	
		日帰り(3時間まで)	宿泊(1泊につき)			日帰り(3時間まで)	宿泊(1泊につき)
バンガロー利用料(5人)	1人の場合	2,200	2,200	バンガロー利用料(5人)	1人の場合	2,160	2,160
	2人の場合		1,930		2人の場合		1,900
	3人の場合		1,680		3人の場合		1,650
	4人の場合		1,430		4人の場合		1,400



	つき		
	5人の場合 1人につき		1,180
ケビン利用 料 (6人)	1人の場合	3,300	3,300
	2人の場合 1人につき		3,010
	3人の場合 1人につき		2,740
	4人の場合 1人につき		2,470
	5人の場合 1人につき		2,200
	6人の場合 1人につき		1,910

備考

1・2 [略]

3 日帰り利用の場合であって3時間を超える場合は、1時間につき、次の料金を加算した額を徴収する。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

(1) バンガローの場合 330円

(2) ケビンの場合 550円

4・5 [略]

3 キャンプ場

(単位：円)

区分		単位	使用料
区画型テントサイト	日帰り	1区画1日につき	520
	宿泊	1区画1泊につき	1,040
広場兼用テ	日帰り	1張1日につき	260

	つき		
	5人の場合 1人につき		1,160
ケビン利用 料 (6人)	1人の場合	3,240	3,240
	2人の場合 1人につき		2,960
	3人の場合 1人につき		2,690
	4人の場合 1人につき		2,420
	5人の場合 1人につき		2,160
	6人の場合 1人につき		1,880

備考

1・2 [略]

3 日帰り利用の場合であって3時間を超える場合は、1時間につき、次の料金を加算した額を徴収する。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

(1) バンガローの場合 320円

(2) ケビンの場合 540円

4・5 [略]

3 キャンプ場

(単位：円)

区分		単位	使用料
区画型テントサイト	日帰り	1区画1日につき	510
	宿泊	1区画1泊につき	1,020
広場兼用テ	日帰り	1張1日につき	250

ントサイト	り		
	宿泊	1張1泊につき	<u>520</u>

備考 [略]

ントサイト	り		
	宿泊	1張1泊につき	<u>510</u>

備考 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(宮古市横沢温泉静峰苑条例の一部改正)

第49条 宮古市横沢温泉静峰苑条例(平成21年宮古市条例第45号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前					
別表(第6条、第13条関係)				別表(第6条、第13条関係)					
(単位:円)				(単位:円)					
入浴のみ	大人	中学生以上	1人につき	<u>520</u>	入浴のみ	大人	中学生以上	1人につき	<u>510</u>
	小人	小学生以下	1人につき	<u>210</u>			小人	小学生以下	1人につき
個室休憩	5時間まで		1室につき	<u>3,140</u>	個室休憩	5時間まで		1室につき	<u>3,080</u>
宿泊料	大人	中学生以上	1人1泊につき	<u>6,810</u>	宿泊料	大人	中学生以上	1人1泊につき	<u>6,680</u>
	小人	小学生以下	1人1泊につき	<u>3,400</u>			小人	小学生以下	1人1泊につき
備考 [略]				備考 [略]					
備考 改正部分は、下線の部分である。				備考 改正部分は、下線の部分である。					

(宮古市市民交流センター条例の一部改正)

第50条 宮古市市民交流センター条例(平成30年宮古市条例第26号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表(第6条関係)				別表(第6条関係)			
1 貸室及び交流プラザ使用料				1 貸室及び交流プラザ使用料			
(単位:円)				(単位:円)			
区分	名称	1時間当たりの使用料		区分	名称	1時間当たりの使用料	
		午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時30分まで			午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時30分まで
貸室	会議室1	400	<u>610</u>	貸室	会議室1	400	<u>600</u>
	会議室2	400	<u>610</u>		会議室2	400	<u>600</u>
	会議室3	400	<u>610</u>		会議室3	400	<u>600</u>
	多目的ホール	<u>1,220</u>	<u>1,830</u>		多目的ホール	<u>1,200</u>	<u>1,800</u>
	音楽スタジオ1	400	<u>610</u>		音楽スタジオ1	400	<u>600</u>

音楽スタジオ 2	500	<u>760</u>
運動スタジオ 1	400	<u>610</u>
運動スタジオ 2	<u>610</u>	<u>910</u>
和室 1	400	<u>610</u>
和室 2	300	450
創作スタジオ	400	<u>610</u>
交流プラザ	<u>1,010</u>	<u>1,520</u>

備考 [略]

2 [略]

音楽スタジオ 2	500	<u>750</u>
運動スタジオ 1	400	<u>600</u>
運動スタジオ 2	<u>600</u>	<u>900</u>
和室 1	400	<u>600</u>
和室 2	300	450
創作スタジオ	400	<u>600</u>
交流プラザ	<u>1,000</u>	<u>1,500</u>

備考 [略]

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。  
(宮古市三王地区自治会研修センター条例等の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例(第7条、第8条、第15条、第26条、第40条から第43条まで及び第45条の規定を除く。)による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に利用若しくは占有又は採取の許可を受けた者の当該許可に係る使用料若しくは占有料又は採取料について適用し、施行日前に利用若しくは占有又は採取の許可を受けた者の当該許可に係る使用料若しくは占有料又は採取料については、なお従前の例による。  
(宮古市生活用水供給施設条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 施行日前から継続して供給している生活用水供給施設の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金については、第7条の規定による改正後の宮古市生活用水供給施設条例別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。  
(宮古市墓地条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 第8条の規定による改正後の宮古市墓地条例第10条第2項の規定は、施行日以後に納付すべき義務が生じる同項の手数料のうち、施行日以後に発する納入通知書に係る手数料について適用し、施行日前に同条第6項の規定により前納された手数料については、なお従前の例による。  
(宮古市下水道条例の一部改正に伴う経過措置)
- 5 施行日前から継続している公共下水道の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定するものに係る使用料については、第26条の規定による改正後の宮古市下水道条例(以下「改正下水道条例」という。)別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。  
(宮古市水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置)
- 6 施行日前から継続して給水している水道の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金については、第40条の規定による改正後の宮古市水道事業給水条例第23条の規定にかかわらず、なお従前の

例による。

(宮古市簡易水道事業給水条例一部改正に伴う経過措置)

- 7 施行日前から継続して給水している簡易水道の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金については、第41条の規定による改正後の宮古市簡易水道事業給水条例別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(宮古市営浄化槽条例の一部改正に伴う経過措置)

- 8 施行日前から継続している市設浄化槽及び放流ポンプの使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定するものに係る使用料については、第42条の規定による改正後の宮古市営浄化槽条例第19条第2項並びに同項において準用する改正下水道条例別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(宮古市川井地域バス条例の一部改正に伴う経過措置)

- 9 施行日前に第43条の規定による改正前の宮古市川井地域バス条例別表の規定により算定した通勤定期使用料又は通学定期使用料を納付している者が、当該使用料の納付に係る宮古市川井地域バスの使用を施行日以後に行う場合における当該宮古市川井地域バスの使用に係る使用料については、第43条の規定による改正後の宮古市川井地域バス条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(宮古市川井地域情報通信基盤施設条例の一部改正に伴う経過措置)

- 10 第45条の規定による改正後の宮古市川井地域情報通信基盤施設条例第10条第5項の規定は、施行日以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前に同項の規定により前納された使用料については、なお従前の例による。

(宮古市集落排水処理施設の使用料に関する経過措置)

- 11 施行日前から継続している宮古市集落排水処理施設条例(平成17年宮古市条例第173号)第1条に規定する排水処理施設の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定するものに係る使用料については、同条例第12条第2項において準用する改正下水道条例別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和元年9月11日提出

宮古市長 山本正徳

理由

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、使用料等の額を改定しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第10号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整理に関する条例

(宮古市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 宮古市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(平成17年宮古市条例第28号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(特例)</p> <p>第5条 法第28条第4項に規定する条例に特別の定めがある場合は、<u>法第16条第1号</u>に該当するに至った職員のうち、その罪が本人の故意又は重大な過失によらないものであり、かつ、刑の執行が猶予された者で、情状により特にその職を保有させることが適当であるものと任命権者が認めた場合とする。</p>	<p>(特例)</p> <p>第5条 法第28条第4項に規定する条例に特別の定めがある場合は、<u>法第16条第2号</u>に該当するに至った職員のうち、その罪が本人の故意又は重大な過失によらないものであり、かつ、刑の執行が猶予された者で、情状により特にその職を保有させることが適当であるものと任命権者が認めた場合とする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(宮古市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 宮古市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年宮古市条例第49号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第20条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第20条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第25条第8項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5・6 [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第20条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第20条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員(第25条第8項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した職員にあっては、退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5・6 [略]</p>

第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) [略]
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの（勤勉手当）

第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地

第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) [略]
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの（勤勉手当）

第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶

<p>域手当の月額合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) [略]</p> <p>3～5 [略]</p> <p>(休職者の給与)</p> <p>第25条 [略]</p> <p>2～7 [略]</p> <p>8 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第20条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、<u>同項</u>の規定により規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。</p> <p>9 [略]</p>	<p>養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) [略]</p> <p>3～5 [略]</p> <p>(休職者の給与)</p> <p>第25条 [略]</p> <p>2～7 [略]</p> <p>8 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第20条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは<u>法第16条第1号</u>に該当して<u>法第28条第4項の規定</u>により失職し、又は死亡したときは、<u>第20条第1項の規定</u>により規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。</p> <p>9 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(宮古市消防団条例の一部改正)

第3条 宮古市消防団条例（平成17年宮古市条例第177号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(欠格条項)</p> <p>第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(分限)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。</p> <p>(1) <u>前条第2号</u>を除く各号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(2) [略]</p>	<p>(欠格条項)</p> <p>第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>成年被後見人、被保佐人又は被補助人</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(分限)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。</p> <p>(1) <u>前条第3号</u>を除く各号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(2) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(宮古市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 宮古市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年

宮古市条例第25号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第23条 [略]</p> <p>2 前項の家庭的保育者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号</u>のいずれにも該当しない者</p> <p>3 [略]</p>	<p>(職員)</p> <p>第23条 [略]</p> <p>2 前項の家庭的保育者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号</u>のいずれにも該当しない者</p> <p>3 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

#### 附 則

この条例中第1条及び第2条の規定は令和元年12月14日から、第3条及び第4条の規定は公布の日から施行する。

令和元年9月11日提出

宮古市長 山本正徳

#### 理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため、当該成年被後見人等に係る欠格条項の見直しをしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。



議案第 1 1 号

宮古市印鑑条例の一部を改正する条例

宮古市印鑑条例（平成 1 7 年宮古市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(印鑑の登録)</p> <p>第 4 条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 市長は、第 1 項に規定する確認及び審査の後、印鑑登録原票に印影のほか当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録しなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p><u>(7) 氏に変更があった者で、住民票に旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号。次号において「政令」という。)第 3 0 条の 1 3 に規定する旧氏をいう。以下同じ。)が記載されているもの</u> <u>にあつては、当該旧氏</u></p> <p><u>(8) 法第 3 0 条の 4 5 に規定する外国人住民(以下「外国人住民」という。)で、住民票に通称(政令第 3 0 条の 1 6 第 2 項の規定により住民票に記載する通称をいう。以下同じ。)又は氏名の片仮名表記(政令第 6 条の 2 の規定により市長が必要と認めて住民票に記載する氏名の片仮名表記をいう。以下同じ。)が記載されているもの</u> <u>にあつては、当該通称又は片仮名表記</u></p> <p>(登録できない印鑑)</p> <p>第 5 条 [略]</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当する印鑑を登録してはならない。</p> <p>(1) <u>住民票に記載されている氏名、氏、名若しくは旧氏又は氏名若しくは旧氏の一部を組み合わせたもので表わしていないもの</u></p> <p>(2) 職業、資格その他氏名 <u>又は旧氏</u> 以外の事項を表わしているもの</p> <p>(3)～(6) [略]</p> <p>(印鑑登録の抹消)</p> <p>第 1 3 条 [略]</p> <p>2 市長は、被登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、職権で当該被登録者に係る印鑑の登録を抹消しなければならない。</p>	<p>(印鑑の登録)</p> <p>第 4 条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 市長は、第 1 項に規定する確認及び審査の後、印鑑登録原票に印影のほか当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録しなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p><u>(7) 法第 3 0 条の 4 5 に規定する外国人住民(以下「外国人住民」という。)で、住民基本台帳に通称(住民基本台帳法施行令(昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号。以下「政令」という。)第 3 0 条の 2 6 第 2 項の規定により住民票に記載する通称をいう。以下同じ。)又は氏名の片仮名表記(政令第 6 条の 2 の規定により市長が必要と認めて住民票に記載する氏名の片仮名表記をいう。以下同じ。)が記載されているもの</u> <u>にあつては、その通称又は片仮名表記</u></p> <p>(登録できない印鑑)</p> <p>第 5 条 [略]</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当する印鑑を登録してはならない。</p> <p>(1) <u>住民基本台帳に登録されている氏名、氏若しくは名又は氏名の一部を組み合わせたもので表わしていないもの</u></p> <p>(2) 職業、資格その他氏名 <u>以外の</u> 事項を表わしているもの</p> <p>(3)～(6) [略]</p> <p>(印鑑登録の抹消)</p> <p>第 1 3 条 [略]</p> <p>2 市長は、被登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、職権で当該被登録者に係る印鑑の登録を抹消しなければならない。</p>

<p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) <u>氏名、氏、名又は旧氏</u>が変更されたことにより第5条第2項第1号の規定に該当することとなったとき。</p> <p>(3)～(5) 〔略〕</p> <p>3 〔略〕</p> <p>(印鑑登録証明書の記載事項)</p> <p>第16条 市長は、印鑑登録証明書には、印鑑登録原票に登録されている印影の写し、次に掲げる事項及び印鑑登録原票に登録されている印影の写しに相違ない旨を記載しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p>(5) <u>旧氏</u> (印鑑登録原票に登録されている場合に限る。)</p> <p>(6) <u>通称又は片仮名表記</u> (印鑑登録原票に登録されている場合に限る。)</p>	<p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) <u>氏名又は氏若しくは名</u>が変更されたことにより第5条第2項第1号の規定に該当することとなったとき。</p> <p>(3)～(5) 〔略〕</p> <p>3 〔略〕</p> <p>(印鑑登録証明書の記載事項)</p> <p>第16条 市長は、印鑑登録証明書には、印鑑登録原票に登録されている印影の写し、次に掲げる事項及び印鑑登録原票に登録されている印影の写しに相違ない旨を記載しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p>(5) <u>外国人住民</u>にあつては、<u>通称又は片仮名表記</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

### 附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

令和元年9月11日提出

宮古市長 山本正徳

### 理由

住民基本台帳法施行令等の改正により、住民票、個人番号カード等への旧氏の記載が可能となることに伴い、印鑑の登録事項等に旧氏を加えようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。